

# 筑西市議会福祉文教委員会

## 会 議 録

(令和5年第4回定例会)

筑西市議会

## 福祉文教委員会 会議録

### 1 日時

令和5年12月12日(火) 開会：午前9時59分 閉会：午後 3時 4分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

- 議案第79号 筑西市あけの元気館等複合施設における指定管理者の指定について  
議案第80号 筑西市立図書館における指定管理者の指定について  
議案第83号 筑西市国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第84号 筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第85号 筑西市附属機関に関する条例の一部改正について  
議案第86号 令和5年度筑西市一般会計補正予算(第6号)のうち所管の補正予算  
議案第87号 令和5年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第88号 令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
議案第89号 令和5年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第90号 令和5年度筑西市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)  
議案第97号 令和5年度筑西市一般会計補正予算(第7号)  
請願第4号 小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願  
請願第5号 脳脊髄液減少(漏出)症医療改善に関する請願
- 

### 4 出席委員

委員長	中座 敏和君	副委員長	仁平 正巳君			
委員	新井 暁君	委員	國府田和弘君	委員	日高 久江君	
委員	小倉ひと美君	委員	大嶋 茂君	委員	三浦 譲君	

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 鈴木久美子君

---

委員長 中座飯和

○委員長（中座敏和君） それでは、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしましたとおり、先に請願2件を審査していただき、その後執行部に入室していただき、指定管理者議案2案、条例議案3案、補正予算議案6案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条の申し合わせ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、まず、請願第4号「小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願」について審査願います。

それでは、請願第4号について協議願います。ご意見等ございますか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この請願については、さきの臨時議会で市長がやるということで報告がありました。にもかかわらず、共産党のほうでこれを出したということなのですが……

（「共産党が出したんじゃないです」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）誰が出したのですか、これは。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）そうですか。

（「紹介議員が」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）紹介議員が三浦委員ということですね。一応本議会でもかくこれは実行するという市長からの答弁いただいております。その上で、この請願が出されたわけなのですが、そこら辺で三浦委員、紹介議員になっていたものですから、これ出す必要もないのではないかとということで私申し上げました。にもかかわらず、ここ出てきたということはどういうことなのか。多分ほかの議員も疑問に思っていると思うのです。その点で、ちょっとそこら辺の成り行き、そういったものをちょっとお聞かせ願えればと思うのですが。

（「私に対して質問ですね」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）来ていないよね。

（「来ていないです」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）だから、三浦委員のほうでちょっと。ではないと、三浦委員どうなのだろうということで、私も何人の議員に言われたものですから、それなりに、私は反対とかそういうわけではないです。これいいことですから、やっぱりそこら辺で、せっかく市長からそういう答弁いただいた。その上でのものですから、ちょっとこの出した団体の代表者の方がいらっしゃっていないものですから、紹介議員ということで三浦委員にちょっとお尋ねします。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 私は提出者ではないので、どこまで真意を伝えられるかは分からないのですが、私が紹介議員なので、私は出して、別に当然だというふうに考えて紹介議員になったわけで。そうすると、私の考えをここで答えるしかないなので、そういうお断りをまず最初におきます。

例えば国政のほうで、総理大臣が何々をやると言った場合に、賛成側から反対側からいろいろと意見が来るわけです。首相がやると言っても。それと同じように、市長がやるといっても、それぞれの立場からの意見が来て当然だというふうに思います。例えば法律が通った後でも、請願だとか意見書だとか、そういうのも来ているのが事実なので、そういったことを考えると、まだ筑西市では学校給食を年度を通してずっと無償化というのはまだ実際にやっていませんから、そういう時期だということもあるし、それから請願の提出者の話だと、市長がそういう無償化をするというのを言う前に、署名活動を始めていたということも聞いています。そういったことで、私は紹介議員として受けたということです。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 私、法的なことにちょっと調べていなかったのです、今回。事務局のほうでこれは分かりますか。そういった今までの例からして。市長が執行側がやると言っていて、その後請願出たなんていう今までケースはあります。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 請願とは、いかなる文書をもっても、提出要件さえ満たしていれば、内容がどんなことであっても受け付けなければならないという憲法で保障された制度ですので、話が前後してはいは何しようが、請願は受理するというで決まっています。ですから内容の問題ではないです。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これ憲法で保障されているのですか。私、ちょっとそれ調べてこなかったものだから。そういったことであれば、これは受け付けて、あとは賛否を取るだけですね。そういった部分に説明していただきたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） まず、確認しておきたいのは、先ほどから出ております説明者が今日来ていないので、この文章は三浦委員は関わっておりませんね。三浦委員の文章ではありませんね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）では、その上で、皆さんに意見を申し上げたいのですが、先ほど請願の要件についてはお話をしました。これは、事務局に確認していただいても結構です。間違いありません。いかなる内容でも受けなければならないということ。しかし、この文書を読む限り、もう論理破綻しているわけです。つまり、厳密に言いますと、11月10日、ダイヤモンドホールにおいて、市長の後援会の会合があったときに市長が発表しました。それが正式なコメントではありません。個人的な発表ですから。ところが、11月17日の臨時会において、市長は明言をしております、本会議で。さらに、11月29日の本会議の定例会の冒頭、招集挨拶の中で、この無償化に関しては明言をしています。政治決断ということですが、ただ予算措置は1月から3月までの補正予算を組んで、それが可決されているという事実であって、4月からは言葉だけで裏づけはまだ取れていません。この文章は、もう既に決まってしまったことを議論するのは、我々議員としては何となくしっくりもいかないし、幾ら請願で要件を満たしていても、開通

した道路を開通しろと言っているような話であって、今さらこのことを論じるつもりもないのです。

私は、この先ほど何か署名活動をやったこの新日本婦人の会筑西支部に電話を差し上げました。決まってしまうものをまたこれ署名するのですかと。私はもちろん賛成ですよと。恐らく筑西市民も含めて、議員全員、給食費の無償化は賛成しているし、今までもいろいろな議員がそれを一般質問そのほかの場面で言って積み上げてきたもので市長が決断してくれた。別にこの新日本婦人の会筑西支部が言ったからこうなったのではなくて、もう既になっていることをまたこれいいとか悪いとか判断するのは非常に稚拙な委員会になってしまうと思うのです。であるならば、私はこの文章の半分から下は、確かにいいこと書いてありますけれども、だけれども漠然とした内容であって、我々福祉文教委員会委員としては、今議会で新たに要望書なり請願を出すのはもう制度上無理ですので、3月の議会に福祉文教委員会委員全員の連名で、4月からの予算措置をきちんと裏づけを取ってできるように、そしてまたオーガニックだとか、地産地消だとか、地場の農産物を使用する内容まで踏み込んで、継続的に給食費を無償化してくださいという請願を福祉文教委員会委員で全員で、出し直しという言い方おかしいかもしれませんが、いずれにしても、この請願は採択か不採択か2つに1つしかありません。意見はどうあれ。条件付はできません。ただし、1つの方法として継続審査ということもできます。しかし、継続審査をしても、文言を変えることもできない。これは、あとどうやって相談するのだということになってはいますので、正直言って面倒です、そういうことやるのは。つまり、この場で採択か不採択かを決めるだけの話、そして委員長報告で本会議に持って行って、委員会ではこうなりましたよと。1対6になるのか2対3なのか、いずれにしても、それに対して本会議で全員で今度は採決をするわけです。採択するか不採択するか。そういう流れになっていく中で、私は福祉文教委員会委員としては、この請願は要件は満たしていてもナンセンス極まりない。もう少し我々としては、議会人として突っ込んだ内容で改めて出すべきだと。市長の言葉を揚げ足取るわけではないけれども、間違いなく4月から継続的に無償化になるように。これでは全然効力があまり感じられないので、討論的になってはいますけれども、私はこの請願は没にすべきだと思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかにありますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今の仁平委員の論理だと、市長がもう既に年度として、制度として、無償化をすると表明したから、これは意味がないのではないかという話が進んでいるのです。それで、福祉文教委員会を出し直すとか、そういった方法もあると。そうすると、住民からの声はどうなるのという根本的な憲法的な問題になってくるのです。否決するなら否決するでこれは各委員の判断なので、これは仕方がないです。ただ、理由として、住民から出たのは駄目だと。自分たちが出すのはいいのだということになると、これはちょっと話がおかし過ぎる。あまりにもこれは議員として市民に対して横柄ではないのかと、請願権というものに対して。地方自治法で、請願権というのは住民の権利として認められているわけですから、それをないがしろにするということになってしまうのです。それを俗に言えば嫌がらせ的なふうにも取られかねないということで。私は、趣旨としては、これは市長は表明をしているけれども、市民もそれを望んでいるのだよという請願なのです。もしかしたら立場が違えば、そういうのは、無償化はやめてくださいという請願が出てもおかしくはないです。どっちから出てもおかしくはない。我々は、議員としてそれを判断する、粛々と判断するということになります。そういう立場で、これは私は賛成をいたしますけれ

ども、皆さんにもよろしく賛同していただきたいなというふうに思います。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） この請願の内容が駄目とは言っていません。でも、論理が破綻して、始まってしまっていることを、幾ら住民であっても始まっていることをまたこれを採用するというのは論理上おかしい。駄目ではないのです。でも、市長は1月から3月まで、我々も議決しましたから、臨時会で、補正予算で。だから、4月からも継続的に無償化にしましょうよということ出し直しましょうと。問題は、このことをどうするかということだから、この請願を。だって、やっていることをまた出すのとおかしくないですか、議論するのは。始まってしまっていることを。ただ、4月からのことは書いていませんから。しかも、地産地消、いわゆるオーガニックのものを、筑西市のものを使いましょうよという付け加えて、改めて4月から継続的に、瑕疵担保を取って、市長に間違いなくやるように、念を押すために皆さんで出しましょうよと。ただ、それとこれごっちゃではないです。これをどうするかが問題だから、委員会としては。委員長、そうでしょう。採択するか不採択にするかの問題ですから。不採択にしたってもう既に無償化始まってしまっているのだ、始まろうとしているわけで、1月から3月まで。もう決めたのだから、今さらこんなことを論じること自体がナンセンスだと言っているということです。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 請願を受けなくてはならないということで、憲法で保障されるのであれば、今仁平委員の言うのはもっともなのですが、受けたということだから、これ意味はないのだけれども、受け取って、また新たに委員会なら委員会で、4月からのものは出したらいかがでしょうか。それしかないでしょう。私はそう思います。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今後委員会としてとか、議会として提出するかどうかは今後のことなので、今ここで決めるわけにはいかないです。ただ、意見として出たという話で。

それで、先ほど仁平委員から、この無償化が始まっているという話がありました。それは、1月から3月までの予算が通ったということであって、来年度、令和6年度以降については始っても何でもないと、臨時措置なので。そういうのをほかでもこの無償化の流れがあるように、小中学校の学校給食費完全無償化をしてくださいという意味ですから、だから今始まっているから、もう必要ないという論理にはならないということで、やっぱり完全無償化を筑西市でもやってくださいよという意味なので。これは至極今の流れとしては当然ではないのかなというふうに思います。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ただいま完全無償化という文言はどこに出ているのか知りませんが、完全無償化の自治体はということは出ていますけれども。請願事項、1つ、筑西市の小中学校の給食費を無償にしてください。これが請願のお題目ですから、1つ。2番目はいずれにしても。ここに完全無償化と言っていることは入っていません。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 完全無償化という言葉は私が言ったことで、これはマスコミとかいろいろなところで流れている呼び方です。それは、一切給食費を保護者から取らないということなのです。それを給食費を無償にしてくださいというのは、取りも直さず、同じことなのです。無償化と言ったり無料化と言っ

たりただの無償といったいろいろな言い方はありますけれども、みんな意味は同じということで、今の時代の流れといえますか、そういう意味です。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 現在、1月から3月までの学校給食費の無償化は、この間の臨時議会で議決して決定事項。4月からの学校給食費は、市長のほうが無償化を継続させたいということで、3度もお話があったということで、ほぼ間違いないでしょうということだと思います。その中で、この請願、学校給食費の無償化をお願いしているというわけで、3月議会には新年度予算の予算書も上がってきますし、その中に学校給食費の無償化の措置が入っていなかった場合、この請願も有効というか、すごくいい請願なのかなという気もするので、今回継続で、3月の議会のときの予算書などを見て、入っていなかった場合、または入っていた場合、この請願をどうするか議論してもいいのかなと思います。いかがでしょうか。その中で、できればまたその予算措置を見て、請願の提出者が内容を変えて、取り下げて、また署名をしてくださっている方がいるので、どうしても出したいというのであれば、無償化の措置ができてれば、無償化の文言を削って地場産品の活用という名目で署名した形のものを受けたいのであれば、そういう方法でもいいのかな。

○委員長（中座敏和君） 分かりました。

ほかにご意見はありますか。

新井委員。

○委員（新井 暁君） 私も全体のことが把握できないというか、まだ流れがつかめていないのですが、今仁平副委員長が言ったように事項の部分で言ったときには、無償化をしたいとか、していきたいということ、地場産の拡充、有機農産物をさらに進めていきたいという部分は、市としても完全に考えていることなのかなって私は捉えていますので、そこに関して、この請願が果たしてそれが市の職員たちというか、市としても、追い風なのか、そんなこと言われてもというふうな捉え方になるのか、何かそこも1つ何かどのような効力といいますか、どっちなのかなというのは私も判断しかねるなという部分がありましてというのがちょっと1つ意見です。すみません。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） この請願の効力というのは、我々は判断できないと。我々は、あくまで市民から上がってきた声をこれに賛同するかどうかというだけの立場なのです。例えば仮に市役所側の立場に立ってこの請願をどう受けるかという、それは市民からの声が上がったのだから、それなりに検討しましょうということになると思うのです。それで、市民から上がったから、そうしますというには非常に予算措置だなんだの複雑に関係するので、そんな簡単にはできないと。検討しますというふうに課題とするということになると思うのです。そういう課題にしてほしいという意味が、この請願の中には、どんな請願にも入っているわけですから。ですから、我々は現在上がっているものを先送りしないで、住民の声は生かそうと、あるいはこれはちょっと考え物だということで判断しないと、否決するとか、そういった立場になるのだと思うのです。それは、あくまで議員それぞれの立場であるし、またそれを見て、市民から判断されるということになると思います。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 否決という言葉はなくて、採択するか不採択するかの問題であって、現在もうス

タートしてしまっているものを、あえてそういうことを議会側がやるのはナンセンスだと言っていることです。しかも、三浦委員市民から、市民からと言うけれども、一部の市民の一団体が言っていることで、説明にも来ない、意欲は感じられません。どうしても。だって、通っていることを言うのだから。通ってしまっていることをまた言うの、しつこく。そういうことよりも、4月からのことを我々は何か議論になっているのではないの。もう3月まで決まっているのだから。そのことは、一言も入っていないでしょうというの。だから、我々としては、こういう問題は材料にして、これは一応不採択にして、3月議会冒頭に我々としては4月からも継続的に無償化するようにあえて注文をつけましようと言っているのです。ですから、この問題は不採択が妥当ではないかと。継続にしても面倒くさいだけで、何の意味もないと思うのです。市民、市民と言うけれども、一部の団体で、説明にも来ないで、私が電話したら、それでも署名するのですかと言ったら、いや、いいです。いいです。そんな話ですから。ちゃんと話したのだから。これ決まってしまうのだけれども、どうするのですか。まだ私の名前必要なのですかと言ったら、いや、決まってしまったのならしようがないと言っているのだけれども。三浦委員は紹介議員であって、説明者はいないのだから。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 請願の趣旨から離れたような話になっているようなので、ちゃんと戻さなくてはならないと思うのです。ちょっと委員会の良識が疑われてしまうので。請願が一部の市民から出されたという言い方。請願というのは、市民全員が出すものでもないし、やはりそれぞれの立場があるのだから、それぞれの立場で出すわけです。

（「ちょっと待った」と呼ぶ者あり）

○委員（三浦 譲君） （続）ちょっと待って。待って発言中だから。発言中だから。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（三浦 譲君） （続）ちょっと副委員長、ルール守って。後で言ってください。討論だよ、言ってみれば。

請願というのは、一人でも出せるし、グループでも出せるし、それぞれの立場があるのです。あとは、議会としてその内容を審査して判断すると。これがルールなのです。だから、一部の市民から出たという表現は、これは請願に対しての侮辱になると思います。

○委員長（中座敏和君） 日高委員。

○委員（日高久江君） 今回、私は今までのこういった請願というのもよく分からないので、今までのことは分からないのですけれども、説明者が来ていないということは、何か質問しようにも全く質問もできないという状況なので、今回はこれを通すとか通さないというよりも、もう質問できない状況なので、審議にも何にもならないのではないかというふうに思いました。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 新井委員。

○委員（新井 暁君） ちょっと私も今の日高委員が言ったことを、さっきちょっと言いそびれてしまって、それで副委員長も言ってくれたのであれなのですけれども、何か、そうなのですよね、請願に対してという議論をしたいという中でいうと、ちょっと三浦委員と話しているという形になってしまうので。でも、三浦委員は一応請願の文言には関わっていないとすると、何かちょっと不思議な状況

にはなっているのかなと思います。すみません。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） もし次回提出者を説明に来ていただきたいと、議会側で、委員会側で要望すれば、来ていただけるというのは可能なのかな。

○委員長（中座敏和君） 局長、すみません。今の質問に対して、お願いします。

○議会事務局長（中島国人君） 今回の請願者の説明者の出席の要求だと思うのですが、要求はすることはできます。ただし、説明者が来るか来ないかは説明者の判断になります。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ですから、次回とかなんとか、次回3月の議会の冒頭で我々が4月から無償化しましょうよと、してくださいよという要望書を出しちゃいましょうと言っているわけ。いいのです。このことを皆さんが自分の判断で採択するか不採択にするかも自分で決めてください。ただし、本会議で決まるのだから。あくまでも委員会としての意見だから、これは。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 請願者が来ている来ていないの問題だから、判断できない、審議できないという話はこれはちょっと違う。そうすると、請願というのに必ず説明書を義務づけなくてはならないということになってしまうのです。議会改革、今の筑西市議会基本条例をつくる前は義務づけもないし、出席したくてもできなかったのです、制度そのものがなかったから。それでちゃんと問題なく処理をしていた。改善を図ろうということで筑西市議会基本条例に盛り込んだのです。それで請願者が希望すれば、説明に行き、参加できるということなのです。ただ、そのときに議員に質問してはいけないというような決まりもあります。だから、別に出席者がいようとまいと、趣旨をこの文章の中で読み取ってそれで判断すること、これが基本なのです。今回の請願というのは、単純に言ってみれば、学校給食費を無償にしてくださいということなのです。これには誰も反対者はいないのに、いろいろと理由をつけて先送りしようとか、いろいろな意見が出ていると。これは、請願の審議の在り方からして、ちょっと基本がずれているのではないのかというふうに思うのです。だから、さっき私言いましたけれども、もう市民の側から見ると、賛成しているのに先送りというのは何なのだと。何か嫌がらせでもあるのかというような受け取られ方になってしまうのではないかと。ちょっと私はそういう正常ではないものを感じます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ですから、無償にしてくださいというのはもう確定していることを審議するのはおかしいと言っている。無償にしているでしょうというのが。予算措置を議決しているでしょう、我々が。それ論じるのそのものが理論破綻しているということを言っているだけの話で、あとは皆さん決めてください。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） いや、その話が論理が破綻しているではないですか。無償化を決めたのは3月まで。3月までなの。この請願は3月まで無償にしてくださいとは別にどこにも書いていなくて、ほかでやっているように、ずっと制度として無償にしてくださいという意味にしか取れないですから、これはどうとって。だから、何ら。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） いいですか。今、副委員長言ったように採択か不採択か、もう出てしまったのだから、それしかない。やっぱり市長が明言しているわけであって、ここで否決とかなんとか、市長の意見もこれ否定することになってしまうから。採択だけだよ。受けるか受けないか。受けて問題あるか、断って問題あるか、それだけ。あとは住民の判断です。採択だけで。それしかない。

○委員長（中座敏和君） よろしいですか。

以上で協議を終了いたします。

それでは、これより採決いたします。

請願第4号「小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手少数。よって、本件は不採択と決しました。

以上で、請願第4号の審査を終了します。

次に、請願第5号「脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願」について審査願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

また、この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考として、お手元に意見書（案）を配付しております。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述を簡潔にお願いいたします。

○請願提出者 ちょっと重苦しくなってしまった後で、ちょっと私嫌なんですけれども、すみません。よろしく願います。私は、筑西市在住の……遠いですか、すみません。私は筑西市在住の〇〇〇〇です。今回は、水柿議員に紹介議員を受けていただき、請願出すことができました。今回は請願を出した理由を少し述べさせていただきます。

私の息子が18年前の17歳のときに、通学の途中でひき逃げに遭い、脳脊髄液減少（漏出）症を発症しました。その頃からなんですけれども、県内には専門医がいないので、静岡まで通っていました。10年前には、体調が悪化して救急車を呼んだんですけれども、栃木県、筑波大学附属病院とか全部断られて、最終的には190キロ離れた静岡の主治医のところまで運ばれるようなことも実際ありました。

この活動を始めたのは、3年前に主治医が高齢のために退職されると聞いたので、再度この周辺を探しましたが、県内には相変わらず専門医はいませんでした。特に息子のような難治性で、ちょっと寝たきり、重度の方なんかは、近郊区域でも栃木県、埼玉県とか、そういうところでも見てくれるところが実際ないです。脳脊髄液減少（漏出）症は基本完治というものはありません。寛解がゴールの疾患です。それも長期的なケアが必要で、皆さんブラッドパッチ療法も4回、5回、うちの子は8回、もう10回以上されている方もいらっしゃいます。とてもケアが必要な大変な病気になっています。それと、県内にも同じ症状の患者さんが実際にいて、起き上がると頭痛が悪化するのがこの病気の特徴なのですが、遠方への定期的な通院は毎回皆さんとてもつらいと言っています。息子もそのために18年間ずっと探しています。

それに加え、ちょっと話がずれますが、文部科学省からの通達で、子供たちのスポーツ、尻餅、転倒、部活動で、脳脊髄液減少（漏出）症を発症するという通達が4回から5回、文部科学省のほうから出ています。ですが、この小児を見る専門医はもっと少なくなります。私が知っている限りは全国で6人しか専

門医がいません。この通達が実際の当事者の親御さんたちに届かないのが、もう十何年続いていて、養護教諭までしか研修という形で、脳脊髄液減少（漏出）症を周知することがされていませんでした。

それで、今回7月から少し県といろいろもんで話して、9月、10月、11月で、県内の小中学校のほうには保健だよりという形で、脳脊髄液減少（漏出）症を周知していただく文書を出していただくことができました。

それで、茨城県教育庁学校教育部義務教育課生徒支援・いじめ対策推進室の令和4年度なのですけれども、不登校児、小学校が3,288人、中学校が5,289人、合計8,577人で、それとは別にです。病気による長期欠席児童数、小学校が1,155人、中学校が1,236人、合計2,391人になります。ですが、これは実際はグレーゾーンの生徒がたくさんいます。県のほうでは10日前後の出席も統計取っていたみたいなのですけれども、それだとちょっと風邪とかいろいろなのがあるので、そこはあえて省きました。なぜこのような発言をしたかという、この病欠で長期欠席している児童で、よく起立性調節障害という、最近よく耳にする子供たちの病気があるのですけれども、起立性調節障害を発症して治療してもなぜかよくなるという子供たちの中に、実は脳脊髄液減少（漏出）症が紛れ込んでいるのです。だから、起立性調節障害と言って誤診されて分からない。なぜ分からないのかって言いますと、この髄液漏れという特別な検査があるのです。普通のMRI撮ろうが何撮ろうが脳脊髄液減少（漏出）症の診断ができないのです。なので、ある衆議院議員の息子さんも、実はこれだったかもしれないということで、茨城県内全ての本当に大きな病院では検査したけれども、うちの子は分からない。起立性調節障害ではないのかってずっと言われ続けていて、治療しても治らなかったのは、この病気だったのかなという人もいたり、実際私が活動していても、そういう方たちに会うことがすごく多くて、あれ、うちの息子そうだったとか、うちのお兄ちゃんがそうだったとか、すごくそういうことがあるので、やっぱり周知が必要なのだなと思って私は活動しています。その中で、茨城県内に1つでもいいので、専門医がいる拠点病院が欲しい、そう茨城県にお願いして、茨城県議会のほうでも、今副議長、村上議員と磯崎議員あたりで揉んでもらっているところです。専門医なんてそれでは少ないからいないのではないのかということなのですけれども、実は私1人先生を押さえていると言ったら言い方変なのですけれども、実は隠し玉がしまして、それは県の保健福祉部の部長さん方、お偉いさん方が8月に1度面談をしていただいている感じなのです。わざわざ千葉まで行っていただいて、できれば筑波大附属病院の脳神経外科の何か采配する先生がいるみたいなのです。要は、この脳神経外科の先生は今度こっちに異動だ、こっちに異動だって采配する先生が筑波大附属病院にいらっしゃるのですけれども、その先生がもしコンタクト取れてお願いできれば、茨城県にその先生返してくださいって言うのです。今、千葉にいるのですけれども、そろそろ異動なので。だけれども、県庁はそこまでは踏み込んでくれていないので、できれば本当は筑波大附属病院にコネがある人がいらっしゃればうれしいなと思っているのですけれども。そんな形で県とも調整しながらやっていて、その上で私は筑西市のほうから直接請願を出したいと思って、お願いしました。

請願の2つ目に、難治性の患者の研究機関というのがあるのですけれども、この病気は、診断基準が研究段階まで言われているのです。2019年に国主体の研究チームがあったのですけれども、なぜかそこでガイドラインが決まったにもかかわらず、まだ研究段階という見解なのです。それで、その研究チームがなくなったので、改めてもう一度研究チームを立ち上げていただきたいというのをJPA一般社団法人日本難病・疾病団体協議会の地域難病団体連絡協議会と連携して、今国のほうにもお願いしています。なぜお

願っているかということ、診断基準が決まらないので、うちの子みたいな難治性の患者は救うというか、まず研究する段階のスタートにも立てないのです。要は治療の指針も決まらない、治療法も決まらない。うちの子ももう取りあえず薬飲んで、対症療法でしかない17年間過ごしているのですけれども、そういう患者が本当に日本にはごまんといらっしゃいまして、なので早く国主体の研究チームをつくって、診断基準確立して難治性の患者を救っていただきたいというのが2番のほうになります。

取りあえず私からは以上になります。早口ですみませんでした。

○委員長（中座敏和君） ただいまの説明に対して質疑はありますか。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 大変な病気をお持ちで大変だと思います。冒頭にはっきり申し上げておきますけれども、この問題に反対するつもりは全くありません。それを踏まえて、二、三お聞きしたいのですけれども、私は医者ではありませんので、専門的なことはよく分かりませんが、立場上、ちょっとこの脳脊髄液減少（漏出）症について、調査をさせていただきました。現在、指定難病ではないのですが、非常に難しい難病であることには間違いのないというふうに言われております。しかも、この症状は病名をつけるのは非常に難しく、例えば頭痛、全身倦怠感、目まい、耳鳴り、動悸、息切れ、鬱、不眠等々の症状が現れて、ほかの疾病と非常に混同して、これを病名をつけるのはなかなか難しい病気だということは分かりました。それで、そもそも私の調査では、この病名に対する専門医は存在しないというような答えが出てきたのです。これ、私の調査の仕方が悪いのだろうか分かりませんが、話前後してしまいますけれども、療法はブラッドパッチ療法が今進められて、これは保険適用にはなっているけれども、なかなか改善が見られないで、何度もしなければならぬというのがこれも分かりました。茨城県には実は……

（「ホームページで掲示されている」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）11か所ですか、この診療をする、できるという病院はあるのですよね。

（「そうなのです。ただ、そこが……ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）あって、つまり、脳神経内科、整形外科、麻酔科、神経内科の分野でという分類なのです。ある先生にこのことを相談したところ、今現在は茨城県には11か所あるけれども、最終的には都立神経病院に紹介することが。

（「都立ですか」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）はい。これ東京都府中市武蔵台にある、これがこの病名の最終的な病院ですよということを言っています。東京のある産業医の先生の話なのですけれども、東京都府中市武蔵台にある東京都立神経病院だそうです、最終段階は。日本には、現在指定難病は338疾病あるのです。疾病の患者は、これ先ほどの説明ですと数十万人いるということで、病名をただ診断するのは非常に難しいので、日本の厚生労働省は世界でも難しい省庁ですので、医薬品の認定も非常に難しいところであって、指定難病は非常に厚生労働省で難しいとされています。ご苦労はよく分かります。反対するつもりもありません。ただ、この請願を採択するのは、要件は満たしていますので、反対するつもりはありませんけれども、非常に難しい病気だということは分かりました。別に質問になっているかどうか分かりませんが。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方。

○請願提出者 府中市の病院があったということは、私からいうと青天霹靂ぐらい知らなかったところでして、まず茨城県のホームページが、去年、おととしかな、改定してもらったのです、要望して。新しい

ものにもう一度調べ直して書いてくれ。水戸の済生会総合病院とか日本赤十字社水戸赤十字病院が書いてあるのですけれども、そこは今書いてあるのに全部見ないという形だったりとか、あと稲敷郡美浦村のところにある美浦中央病院なのですけれども、あそこは施設基準満たしていると言っているのですが、実態は施設基準を満たしたときの医師はおらず、今院長が施術する、本当はそれ施設基準取り下げなくてはいけない状態の病院なのです。それもこの間、厚生労働省のほうに申請出した後の調査、要は基準以下になって取り下げるということをなぜ国はしないのかというところも質問してきました。ただ、その質問してくるたびに、だったら私は全国調べますから、一覧表くださいと言ったら、それはできないって言われたので、だったら厚生労働省が調べてくださいという形で帰ってきたのですけれども。そのほかにブラッドパッチ療法をしてもいいとか、できますよという病院が茨城県内には探せばそれ以外にもあるのです。ですが、全部自由診療になります。今、公明党のほうで全国のほうで動きで、意見書採択している段階なのですけれども、そこでは保険診療を800点から4万点に上げると言っているのです。そうすると、ますます自由診療が多いこの病気の治療で、自由診療だと30万円から50万円ぐらいになります。保険診療だと6万円から10万円ぐらいなのです。もう茨城県で施設基準を満たしているというのは、厚生労働省から調べると2件。でも、県が公表しているのは1件。その1件は私から言わせれば、はっきり言って違反事案であるなという感じなのですけれども。でも、私の立場から医者に物申し立てるようなことはできないので、あえてそこは言わず、茨城県内で相談を受けたときには、そういう形ですよという患者にはお知らせしています。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 分かりました。非常に専門的な難しい話やり取りしても、医療機関ではありませんので。ですから、ご苦労は十分理解しましたので、私は賛成したいと思います。採択したいと思います。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この請願については、議会のほうで承認されれば、県と厚生労働省のほうに意見書を出すということでございますので、何らこの委員会で、副委員長が言ったとおり、問題ありませんので、今後、医療のこれは本当に隙間ですよ。こういう新しい病気といろいろこれから出てくると思います。そういった中での請願事項でございますので、私も医学的には分かりません。ただ、現在の病名とかそういうの中の隙間であるし、確かにそういう運動は大切だと思います。それで救われない、昔は水俣病であっても何でもみんな分からなかった。そういう運動の中で、そういう制度ができてきたということでございますので、頑張ってやっていただきたい。私は賛成したいと思います。

○委員長（中座敏和君） 新井委員。

○委員（新井 暁君） 説明ありがとうございます。うちの父が去年の夏に、6年間、ALS、筋萎縮性側索硬化症でずっと難病だったので、それは筑波大学附属病院ですぐ判断されて、やっぱり指定難病に入っていた病気だったので、家族としてはやっぱり助かる部分が大変多かったのですが、本当にこの病気がやっぱり指定難病になってもらうような活動は、もっと頑張ってもらいたいなといえますか、そうなるように働きかけたいと思います。すみません。ただ、質問でも何でもないので、ごめんなさい。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 精力的に頑張っておられるので、ご苦労さまです。

ちょっと分からないところ聞くのですが、指定難病の問題、これがなかなかかなりそうでならないというところで、私も不思議に思っているのですけれども。今の状況、可能性というか、状況、何が問題で、国のほうでは指定していないのかと。あと、もしご存じであれば、外国では似たようなこともあると思うので、その辺はどうなのかなというところを教えていただきたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方。

○請願提出者 指定難病だと、ちょっと脳脊髄液減少（漏出）症全部を言ってしまうと、人数が多過ぎるというのがまず1つです。治療法があっても駄目なのです。治療法がなくて、人数が少ないのがまず、もう一番最初のふるいにかえられる1つなのです。なので、脳脊髄液減少（漏出）症は、まず診断基準もできていないものであって、推定何十万人、ましてこれ交通事故から発症が7割、8割なのです。そうなってくると、皆さん政治家の方なので分かると思うのですけれども、国土交通省とか損保会社とか天降りとか、いろいろなところが絡んできて、この交通事故発症の病気を指定難病にしたり、国が救済とかになってしまうと、いろいろなところに滞りができるらしくて、そこもあって金融庁のほうにもちょっと働きかけとかもしているのですけれども、なかなかその指定難病は難しいと思います。私も多分指定難病は、脳脊髄液減少症、漏出症では無理だと思っています。なので、まず診断基準をつくっていただいて、うちの子のような難治性も例えばブラッドパッチ療法5回6回でも治らない人たちは、何か、要は髄液の生産が悪いのではないのか、いろいろなところの本当は検査とかもすれば分かることもまずできていない状態の息子たちなので、その難治性の患者たちをさらに研究していただいて、一定数の中で難病指定、新しい病名でも本当はつけていただければ一番なのですけれども。だから、私は脳脊髄液減少（漏出）症全員は救えないと思っています。物すごくハードルが高いのです。

それとあと、海外なのですけれども、日本はなぜか海外にあるガイドラインを日本と照らし合わせていないというか、この外傷性の脳脊髄液減少（漏出）症は、日本の脳外科の先生たちはないと断言するのです。要は、もともとの疾病でマルファン症候群とかそういうふうな体のいろいろなところが脆弱化して生まれてきてしまう、そういう人たちがその硬膜が弱くて、先天性的に破れやすいとか、そういうものは突発性というのですけれども、突発性はあるけれども、外傷性で交通事故でむち打ちとか、あとスポーツで転んだとか、そういうものでは日本の脳外科の半数の先生たちはないと言い切ってしまうのです。でも、海外は、私、海外の論文、インド、カナダ、アメリカ、フランス、イギリスと調べているのですけれども、どこもみんな外傷性はあると言っているのです。ただ、名前が脳脊髄液減少（漏出）症ではなくて、また外国の名前がついているのですけれども、その外国でも世界チームが来年4月には新しいガイドラインと診療指針出すので、厚生労働省のほうにもお願いだからその指針で日本もやっていただけないのかなというふうにはお願いしてきたのですけれども、なぜか日本は治療法もそうなのです。日本はブラッドパッチ療法一択なのです。漏れを止めるというのに、要は自分の血を入れて、血液の炎症反応で癒着とかを起こして、漏れを止めるのです。なのだけれども、私が海外の勉強していくうちにおかしいことに気づいて、外傷性で漏れている患者さんは、私はずっと点のような穴かと思っていたのです。なぜブラッドパッチ療法で止まるって言われていたのです。そしたら、平均の裂傷が4ミリから6ミリなのだそうです。外傷性でもう長年患っている人は1.5センチから2センチ裂けているそうなのです。もうそうなってくると、日本がやっている治療は何の意味もないのです。本人の負担だけ、脊髄、腰がおかしくなる、あとは後遺症で右腕が利かない、下半身麻痺が出てしまう、なんせ脊髄に注射打つので、麻痺が出てきてしまうのです。何

で日本はなぜ外科的アプローチをしないのかというところも物すごくしか不信感がありまして、でも海外では完全に背中を開くとか、あとは内視鏡で内側からとか、その漏れている、どこから漏れているかすら調べられるのです、外国は。だけれども、日本はここら辺からぼやっと漏れているねという診断基準で、これがどこから漏れているかまでは確定できないのです。なので、外科的アプローチをするという医者がいなくて、でも海外は外科的アプローチなり内視鏡なりして縫う。あとはパッチという、要は簡単に言えばバンドエイドではないですけども、フィブリンというものがあって、それで穴を、亀裂を塞ぐという処置があるのですけれども、日本はそれはやらないとかほぼないです。その分野は整形外科になります。でも、日本には脳脊髄液減少（漏出）症は脳外科が基本です。脳神経外科が。なので、そこら辺もちょっと私の中では、もうちょっと憤りを感じて活動しているところでもあります。すみません難しい話なのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） ありがとうございます。それでは、説明者の方のご退席願います。

〔請願提出者退席〕

○委員長（中座敏和君） それでは、請願第5号について協議を願います。

ご意見等ございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 先ほど説明者の方からご説明がありましたが、やはりこの医療体制の改善や患者、またそのご家族を救うため、またこの病名もなかなか知られていないということもありますので、病名の周知の意味も込めて、この請願は採択すべきものだと思います。よろしく願います。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 以上で協議を終了します。

それでは、これより採決いたします。

請願第5号「脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本件は採択と決しました。

なお、本請願は意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。その際の提出者を、委員長の私とし、賛成者をただいま賛成いただきました委員の皆様といたします。

意見書（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、意見書（案）のとおりといたします。

以上で請願第5号の審査を終了します。

参加者の報告用紙を回収します。

それでは、執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

○委員長（中座敏和君） ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時57分

---

再 開 午前11時 5分

○委員長（中座敏和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第79号「筑西市あけの元気館等複合施設における指定管理者の指定について」審査を願います。

なお、追加で要求のありました資料をタブレット端末に格納しております。

健康増進課から説明を願います。

百目鬼健康増進課長。

○健康増進課長（百目鬼恵子君） 願います。健康増進課、百目鬼です。どうぞよろしく願います。着座にて失礼します。

議案第79号「筑西市あけの元気館等複合施設における指定管理者の指定について」ご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり、指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、公の施設の名称、筑西市あけの元気館等複合施設、所在地、筑西市新井新田48番地1、2、指定管理者の名称、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会、代表者、理事長、沼尻満男、所在地、つくば市大角豆1744番地、3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、令和5年11月29日提出でございます。

あけの元気館等複合施設につきましては、平成31年4月1日から令和6年3月31日の5年間、日本スポーツ振興協会が指定管理者として運営を行ってまいりましたが、指定管理期間を満了することから、次期指定管理候補者を公募型プロポーザル方式で令和5年7月から募集、その後、1次審査、2次審査を経て、次期指定管理候補者を選定いたしましたので、指定管理者を指定するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書2枚目をお開き願います。筑西市あけの元気館等複合施設の指定管理業務に係る仮協定書の写しでございます。第1条は施設の名称でございます。第2条は、指定の期間でございます。第3条は、指定管理委託料の上限額として、5年間で9億4,905万9,000円とするものでございます。第4条は、議会の議決を経て指定管理者を指定した後に、本協定を締結することを定めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ちょっとあけの元気館なのですが、この複合施設となっているのですが、施設の

内容、大まかで結構です。どういう施設なのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 百目鬼健康増進課長。

○健康増進課長（百目鬼恵子君） 複合施設の内容ですけれども、これ令和6年からのものでよろしいでしょうか。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○健康増進課長（百目鬼恵子君） （続）令和6年に関しましては、あけの元気館及び明野保健センターになります。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 保健センターも含むということですね。大ざっぱで。

（「複合です。はい」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）分かりました。

もう1つ、これ上限額とありますけれども、大体分かるのですが、この金額ですね、これが上限額と。オーバーすることはあるのですか。前回のあれ見ると、かなりオーバーしていますよね。7億3,249万円、変更後は7億8,771万6,897円ということですね。また、今回もこういったことは、社会情勢の長い契約の5年間ということですから、当然上限額を超えることもあるということに理解してよろしいのですか。

○委員長（中座敏和君） 百目鬼健康増進課長。

○健康増進課長（百目鬼恵子君） ご答弁いたします。

この指定管理料9億4,905万9,000円は、公募時に募集要項に記載した額と指定管理候補者が収支予算書で提案した額が同額であるため、基本協定書締結までに仕様の変更がない限りは本額で確定となります。ただし、指定管理料のうち、修繕料については精算方式を取っていますので、不用額が生じた場合は、当該金額を市に返還することとなりますし、また不足が生じた場合は、その取扱いについて市と協議することとなります。また、コロナ禍によって、電気代ですとか、灯油代ですとか、そういうものが高騰しましたので、今回かなり金額が増額になりましたけれども、その状況によってまた協議をして進めていく形になります。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 理解しました。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 今、委託料についてのお話がありましたが、電気代とか灯油代が高騰したということで今回委託料が増えているということですが、ここの施設は入館者数が増えることにより、入館料が収入として入ってきたり、また指定管理者が各イベントというか、スポーツ教室的なものをやられていると思います。そういったものをたくさんやることによって、指定管理者が得る収入というのも増えることが想定されますが、指定管理者の経営努力によって、高騰分をなるべく下げながら、委託するということはお考えにならなかったのか、この委託金があまりにも高額になっているので、その辺をちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 百目鬼健康増進課長。

○健康増進課長（百目鬼恵子君） ご答弁申し上げます。

こちら5年間の指定管理料を見込むに当たりまして、様々な金額のほうを今までの実績を振り返りました。前回公募時と比べて、収入は実際6,765万円減を見込んでおります。というのも、これ利用料の収入なのですけれども、当初より令和4年度実績からコロナ後の利用者が戻りが鈍い状況、令和元年度に戻っておりませんので、利用料収入は必然的に下がります。また、それに伴う自動販売機ですとか、使用料の収入も下がります。併せて支出のほうは、先ほどお話ししましたように、燃料代、電気代が上がります。これは5年間で1億4,641万7,000円の増を見込んでおります。どうしてもそちらのほうが増額が多いものですから、まずは安定した経営を行うためには、増額が必要となっております。自主事業で収入が得られれば、確かに収入全体の収入額が増えますので、歳出が抑えられれば、その分指定管理者のほうは利益となるという形になっておりますので、市としては安定した経営を行っていただくために増額をさせていただいております。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） なかなかコロナ禍以前の入館者数を確保するのが厳しいということですが、例えば民間企業ですと、やはり自分たちの努力によって、入館者数とかをコロナ禍以前の数字まで戻したり、また工夫によりそれ以上の数字を伸ばしているところもあると思います。せっかく指定管理で民間の力をお借りしているのであれば、やはりある程度民間的な経営をお願いして、途中で利用者数とかも増えたりとか、そういうことによってこの契約金、委託金額を減額するということもあり得るのか、伺いたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 百目鬼健康増進課長。

○健康増進課長（百目鬼恵子君） ご答弁申し上げます。

協定によって、自主事業の収入を収入として、今回は見ていただいております。というのも、以前の指定管理者のほうは、自主事業の収入は収入として見ていなかった。やはり業者によって違いがあって、今回のNPO、特定非営利活動法人になっておりますので、そちらはこの実施事業を逆に収入に入れていただいているので、私たち市からの持ち出しは少ない状態でいられていると思っております。ですので、まずは安定できるという形で、市からは十分な必要な量を支出させていただいているという形になっております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ですと、この委託金額というのは、ある程度委託されている方たちの自主事業の収入を見込んで、それがあるので、この金額で抑えられているという考えでよろしい。それがなければもっと委託金額が増えているということでもよろしいですか。

○委員長（中座敏和君） 百目鬼健康増進課長。

○健康増進課長（百目鬼恵子君） そのとおりでございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 質問ではなくて意見言わせていただきたいのですが、そもそもあけの元気館は、旧明野町の頃設立した施設であって、利益を出す施設ではありません。市民の健康増進、そして憩いの場として、利益を出したりもうけたりする施設ではありませんので、ひいては筑西市の医療費の削減につながればという目的に立って運営している施設であって、とにかく入館料が日本一安いと思います。1日

100円にもなりません、会員券を購入しますと。ちなみに3か月で私は9,000円です。今どき都会の銭湯に行きますと450円から500円以上します。1日100円にも満たない施設ですので、もうけは全く出ないと言って過言ではありません。私の意見です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 讓君） 契約の上限額についてちょっとよく分からないところあるので、お願いしたいのですが、今現在の5年間契約の上限額に対して、決算はまだ出ていないと思いますけれども、それに近いものが大体予想できるかなと思うのですけれども、どういう差があるのかというところをお願いしたいと思います。それで、上限額ということで、例えば物価高騰が仮に収まったといったような場合に、この上限額の扱いはどうなるのかなというところをお願いします。

○委員長（中座敏和君） 百目鬼健康増進課長。

○健康増進課長（百目鬼恵子君） ご答弁申し上げます。

上限額に対して、達していなかったらどうなのか、今まではどうなのかというご質問かと思えます。2期目、令和元年から令和5年まで、5年間で上限額当初7億3,249万円でした。その割り振りで、5年間割り振ったのですけれども、全て金額的には上限額を超えてきております。というのも、コロナ禍もありますので、こちらのほうから委託料を少し上乘せしてという補助金などもありまして、そちらで上乘せしてというものもありました。ですので、下回るということはありませんでした。今5年目の令和5年に関しては今執行途中ですので、まだ分かりませんが、全て上限達っております。今後の仮に下回った場合はということなのですが、全てこれまでの実績を基に、最小限の額で抑えておりますので、下回ることは基本的にないと思われています。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第79号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第79号の採決をいたします。

議案第79号「筑西市あけの元気館等複合施設における指定管理者の指定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第83号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

草間医療保健課長。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

議案第83号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございます。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、この2つの法令におきまして、国民健康保険税に関する改正部分について、令和6年1月1日から施行されることとなりましたことから、今回条例改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、産前産後期間の被保険者への国民健康保険税における減額免除に係る法規定の新設でございます。1ページ中ほどより下、条例改正案を御覧願います。国の法規定の新設に伴いまして、産前産後期間における被保険者、妊婦のことでございますが、この妊婦である出産被保険者の国民健康保険税の減額免除に係る改正でございます。

同ページ3から御覧ください。国民健康保険の出産被保険者の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ減額免除するものでございます。初めに、(1)を御覧願いたいと思います。出産被保険者が、前の年の所得が一定の基準以下の世帯に適用される国民健康保険税軽減対象者の場合は、基礎課税額の減額後の額及び軽減対象でない被保険者の場合は減額されない所得割額の12分の1の額に該当する月数を乗じます。出産児が1人の場合は最大4か月、出産児が双子の場合は最大6か月を乗じた額を減額免除するものでございます。

次に、2ページに2行目の(2)を御覧願います。(1)と同様、均等割額の12分の1の額に該当する月数を乗じた額を減額免除するものでございます。その下(3)から(6)につきましては、先ほどご説明しました(1)、(2)と同様に、出産被保険者の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金分課税額の所得割及び均等割額のそれぞれ12分の1の額に該当する月数を乗じた額を減額免除することを規定しております。

続きまして、その下第24条の3を御覧願います。新たに国民健康保険税の減額免除に必要な出産被保険者に係る届出について、規定するものでございます。現行の第24条の3には、納期前の納付について規定されておりますが、この規定は国の準則にないこと、また規定をせずとも納期限前の納付が可能であることから廃止し、今回出産被保険者に係る届出に関する規定に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年1月1日から施行し、この規定は施行日以後の国民健康保険税について適用し、令和5年12月以前の期間に係るものについてはなお従前の例によることを定めております。

議案第83号の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第83号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第83号の採決をいたします。

議案第83号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第86号については、複数の部にまたがるため、全ての分の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

健康増進課から説明を願います。

百目鬼健康増進課長。

○健康増進課長（百目鬼恵子君） 健康増進課、百目鬼です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、健康増進課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、7ページ、第4表、債務負担行為補正（追加）につきまして、こちらは、別紙、債務負担行為補正一覧によりご説明いたします。別紙、債務負担行為補正一覧の3ページをお開き願います。健康増進課の所管事業は、3ページ最下段、ナンバー77から、次のページナンバー85までの9件となっております。期間は全て令和6年度、全て令和5年度中に契約を締結し、準備する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

3ページ、ナンバー77、「定期予防接種個別接種委託」及び4ページ、ナンバー78、「任意予防接種個別接種委託」につきましては、どちらも4月からの医療機関での予防接種実施のために必要なものです。

次に、ナンバー79、「成人健診予約等委託」からナンバー83、「特定健診・健康管理システム保守委託（成人保健・予防接種）」につきましては、健診対象者のデータ抽出作業、受診券の印刷、封入封緘、コールセンターやインターネットでの予約受付などを行うために必要なものです。

次に、ナンバー84、「24時間電話健康サービス委託」、ナンバー85、「メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」運営管理委託」につきましては、年中無休、24時間対応の事業であるため、必要なものです。

続きまして、議案書にお戻りいただきまして、29ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。2項目め、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、説明欄、任意予防接種事業に1,545万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和5年4月から50歳以上の市民に対し、带状疱疹ワクチン接種料の一部助成を開始いたしましたところ、当初想定した接種希望者数を大きく上回り、9月末までに約1,000人が助成を受けて接種を行っております。今後も9月までに接種した人数と同程度の方が接種を希望すると見込まれることから、個別接種委託料の増額をお願いするものでございます。

次に、同じく目4保健センター管理費、説明欄、あけの元気館修繕事業に304万3,000円の増額補正をお願いするものです。これは、あけの元気館、温泉施設の源泉引上げのためのポンプの予備機の修繕を行い、緊急時に対応できるように整備するためのものです。あけの元気館の温泉施設については、現在地下から源泉をくみ上げるポンプの揚湯量、引き上げる量が減少していることから、故障の原因となり得るカルシウムなどのスケールがポンプ内部に付着している可能性を専門業者から指摘されております。今後、実施予定の制御盤更新工事やその他設備の異常が発生した際に、併せて、ポンプの故障が生じる可能性があるということから、過去に故障し、陸上に引き上げてある2台のポンプを分解、再利用し、1台の予備機を

整備するために修繕を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願ひます。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） ポンプの、言ってみれば中古物を整備して備えるということで、民間であればやると思うのです。今まで行政で、いろいろな理由でそういうのはあまり聞いたことがなかったのですが、これまではやったことがあったかどうかというのと、あと整備すれば使えるのだという見通しでしょうか、業者がどのように説明したかお願ひします。

○委員長（中座敏和君） 百目鬼健康増進課長。

○健康増進課長（百目鬼恵子君） 答弁させていただきます。

2つの予備機のために、2個を1個に修繕して活用するということは今までやったことはありません。実際危険が迫ったときに、対応するための予備機を修繕、必要としているものですから、そちらをするために、新規の購入、リース、いろいろなパターンを想定して価格を比較しました。そして、その中で業者のほうとお話をして、一番安価で確実に予備機が準備できるということで、そちらのほうにさせていただきました。

以上です。

○委員長（中座敏和君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、健康増進課コロナワクチン接種対策室から説明を願ひます。

河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） 健康増進課コロナ接種対策室、河添です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

一般会計補正予算のうち、健康増進課コロナワクチン接種対策室所管の補正予算についてご説明いたします。議案書24ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4衛生費国庫補助金、節1保険衛生費補助金、説明欄14、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金204万5,000円の増額補正をお願ひするものでございます。これは、ワクチンの接種体制を構築するための財源とするものでございます。

次に、29ページをお開き願ひます。3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種事業204万5,000円の増額補正をお願ひするものでございます。これは、令和5年秋開始接種の接種期間が当初令和5年12月31日までとなっておりましたが、令和6年3月31日まで延長されたことに伴い、ワクチンの管理委託料が不足するため、増額をお願ひするものでございます。事業の実施に伴う経費については全額補助対象となりますので、増額補正に伴う市の負担はございません。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願ひます。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお聞きします。

こちら、最近、もう何回も受けていて、大して予防効果もないから受けないという方が増えているかと思うのですが、最近の接種率の推移というのがどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） ご答弁いたします。

12月13日までの集計なのでですが、0歳から4歳まで乳幼児は40名、5歳から11歳が85名、12歳から64歳が5,519名、65歳以上が1万2,763名で、合計1万8,407名の接種者がおります。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） それは接種を受けた人でいいですか。接種率になるとどのぐらい。

○委員長（中座敏和君） 河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） ご答弁いたします。

全体で申しますと、対象者と接種数で18%となっております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ワクチン接種開始時は、副反応についてもいろいろ心配されましたが、副反応について重大なものほどの程度把握されているのか、伺いたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） お答えいたします。

副反応については、令和5年は今のところ副反応報告書としては上がってきておりません。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 最後。

○委員（小倉ひと美君） すみません。その以前は何か重大なものはありましたか。

○委員長（中座敏和君） 河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） お答えいたします。

重大なものとしての副反応報告書はありませんでした。

○委員長（中座敏和君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、地域医療推進課から説明を願います。

長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 地域医療推進課、長塚でございます。どうぞよろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

地域医療推進課所管の補正予算についてご説明いたします。

まず最初に、議案書の7ページ以降、第4表、債務負担行為補正、こちらの追加につきましては、別紙の債務負担行為補正一覧によりご説明させていただきます。初めに、債務負担行為補正一覧の4ページ、こちらのほうを御覧ください。ナンバー93からナンバー95でございます。自治医科大学、日本医科大学、

筑波大学から茨城県西部メディカルセンターへ医師を派遣していただくための寄附金でございます。

まず、ナンバー93、「茨城県西部地域医療寄附講座寄附金（自治医科大学）」、期間、令和6年度から令和8年度まで、限度額、1億4,568万9,000円、こちらにつきましては、令和5年度末で3年間の協定期間が終了するため、各年度医師3名分につきましては、令和6年度から3年間の協定を結ぶため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、ナンバー94、「地域医療支援システム講座寄附金（日本医科大学）」、期間、令和6年度、限度額、4,500万円につきましては、令和6年度に医師3名分の協定を結ぶため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、ナンバー95、「筑波大学ヘルスサービス開発研究センター事業寄附講座」、期間、令和6年度から令和10年度まで、限度額、7,500万円につきましては、令和5年度末で5年間の協定期間が終了するため、茨城県西部メディカルセンター内の筑波大学ヘルスサービス開発研究センター地域予防医学部門筑西市研究室に配置される医師について、令和6年度から5年間の協定を結ぶため、債務負担行為を設定するものでございます。

債務負担行為につきましては以上となりまして、続きまして、議案書にお戻りいただきまして、議案書の24ページ、こちらを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入の一番下でございます。款19繰入金、項2目1節1、基金繰入金、説明欄31、地域医療推進事業基金につきましては、4,860万円の増額をお願いするものでございます。基金の充当内容につきましては、歳出にて説明させていただきます。

次に、議案書の29ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、予防医療推進整備支援事業につきましては、4,860万円の増額をお願いするものでございます。これは、茨城県西部メディカルセンターの西側駐車場の敷地内に建設予定でございます、健診センター整備に係る設計費及び建設工事費の増額に伴い、その財源である基金繰入金を増額し、本市から西部医療機構への予防医療推進整備支援事業補助金を増額するものでございます。この増額につきましては、設計段階におきまして、当初想定より検査室や審査室などを増床し、さらなる検査の効率化を図ることによりまして、受診者の検査待ち時間短縮や利便性を向上させるためのものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 4ページの93番の件なのですが、茨城県西部地域医療寄附講座寄附金（自治医科大学）、令和6年度から令和8年度まで1億4,568万9,000円とありますけれども、確認なのですが、これは自治医科大学から茨城県西部メディカルセンターに医師を派遣するのに、3名で3年間で1億4,568万9,000円という理解でいいのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおりで、3年間、3名分、合計という金額になってございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうすると、1人当たり3年間で4,856万3,000円、それ3で割ると1人1年間幾らになるの。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答えいたします。

自治医科大学に3名要望いたしました、内訳についてご説明したいと思います。内訳は、教授2名、准教授1名、合計で3名となっております。教授につきましては、1人当たり単価が1,692万7,500円、もう一度申します。1,692万7,500円となっております。こちらの2名分。准教授1名分が1,470万7,500円、繰り返します。1,470万7,500円となっております。こちら2名分と1名分、合計しまして、令和6年度年度分としましては、4,856万2,500円ということになります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 最後に。分かりました。そうすると、そのほか医師1人当たり報酬は別々、これは別ですね、払うのは。月々の報酬。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） こちらの分につきまして、自治医科大学のこの先生にお支払いする金額ですけれども、給料を含みということでございます。

○委員（仁平正巳君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 寄附講座全体なのですけれども、今までと同じなのか、違うところがあるのかお願いします。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 寄附講座としましては、今までと同様でございます。ただ、診療科等の要望のほうは、茨城県西部メディカルセンター側のほうから、各大学のほうに事前に打合せをしまして、要望のほうは出しております。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 医師の人数とかも同じというふうでいいですか。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 実際市及び茨城県西部医療機構側から要望している人数、こちらが全員来るというものではなくて、要望につきまして、大学学内で募集をかけて、応募してきた先生ということになりますので、限度額の金額、人数、そちらにより近づくようにということで、水谷先生、梶井先生にも尽力いただいておりますので、要望する人数、来ていただければと思っております。ただ、現実には要望しても、実績としましてはそれより1名ないし2名少ないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） いいですか。三浦委員。

○委員（三浦 譲君） ちょっとこっちの、我々としてはその見通し、そういう厳しい中で、次年度の見通しというのは手応えどうなのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 病院側、伺っているところだと、やはり今後医師の働き方改革等もございまして、大学側から医師を派遣するのがなかなか難しい状況ということは伺っておるのですけれども、令和5年度の現状は維持できる見込みと伺っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 日高委員。

○委員（日高久江君） この先生方は、専属で……

○委員長（中座敏和君） マイク。

○委員（日高久江君） 専属で来てくださっているのか、よくこの日は自治医科大学から先生が来るからというようなことを聞くので、週に何回かとか午前中だけとか、そういった来ていただいている状況を教えてください。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答えいたします。

寄附講座にて来ていただいている先生につきましては、全て常勤で働いていただいております、外来及び入院のほうを見ていただいているような状況でございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 日高委員。

○委員（日高久江君） 内訳をお願いします。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答えします。

要望した内訳でよろしいでしょうか。現状いる内訳どちらがよろしいでしょうか。

（「現状をお願いします」と呼ぶ者あり）

○地域医療推進課長（長塚哲也君） （続）承知しました。

それでは、令和5年11月現在、状況をご説明いたします。まず、筑波大学からですが、令和5年度当初は6名おりましたが、1名大学のほうに戻られたということで、現在5名となっております。診療科の内訳としましては、神経内科が1名、外科が1名、小児科が1名、整形外科が2名ということになっております。

続きまして、自治医科大学、令和5年11月現在で2名の先生がいらっしゃっております。総合診療内科が1名、消化器内科が1名、合計2名でございます。

日本医科大学、こちらからは消化器内科1名、内分泌代謝内科1名、合計で2名となっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 日高委員。

○委員（日高久江君） すみません。ちょっと認識不足なのか、先ほど筑波大から教授が2名、准教授が1名、この自治医科大学から。この方とは……

（「来年度」と呼ぶ者あり）

○委員（日高久江君） （続）来年の予定……

（「3人」と呼ぶ者あり）

○委員（日高久江君） （続）3名……

(「3名は来年からです」と呼ぶ者あり)

○委員(日高久江君) (続) 来年から3名。分かりました。すみません。ありがとうございます。

○委員長(中座敏和君) 小倉委員。

○委員(小倉ひと美君) すみません。こちらの医師派遣の件で、ナンバー95の筑波大学ヘルスサービス開発研究センターのほうをちょっと詳しくお聞きしたいのですが、派遣人数などちょっと聞き漏らしてしまったのかもしれないので、ちょっとそこをお願いします。

あともう一点、茨城県西部メディカルセンターにできる健診センター、今回設計とか工事費の増額ということですが、健診センターの建設総額、中の医療機器も含めて総額幾らぐらい見込んでのことなのかお願いいたします。

○委員長(中座敏和君) 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長(長塚哲也君) 答弁申し上げます。

まず初めに、筑波大学ヘルスサービス開発研究センターの寄附講座についてご説明申し上げます。来ていただく先生は1名でございます。やっていただく内容につきましては、臨床と予防を両立する研修環境を組織的に整えることで、生活習慣病の疫学、予防研究を推進する、地域の保健医療問題を俯瞰的に捉えて、医師を育成する、茨城県西部メディカルセンターの臨床予防部門を支援し、市の医療環境を充実することを目的としているというようなことをやっていた先生なのですけれども、実際これまでの実績としましては、市の健康づくり事業、健診ですとか保健指導等、そちらの指導、あとは次世代多目的コホート研究の実践、茨城県西部メディカルセンター職員の筑波大学大学院への進学の援助、公衆衛生に関心のある医師の受入れ等、多岐にわたっているところでございます。実際に医師を派遣していただく、直接臨床に関わる寄附講座とは別物となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、茨城県西部メディカルセンターの事業費の合計のところなのですけれども、総事業費でございますが、当初7億5,100万円ほどだったところなのですけれども、9億500万円、約9億円ということになってございます。

以上でございます。

○委員長(中座敏和君) 小倉委員。

○委員(小倉ひと美君) 医師派遣の寄附講座とは別のもので、実際に診療とかに携わるお医者さんではないということですね。

健診センターの増額、約1億5,000万円ほどの増額なのですが、この増額は、たしか健診センターで1日受けられる健診の人数などもあったかと思うのですが、そういうのも全て変更した上での工事費の増額とか、あと検査室なども増設するとかというお話でしたが、その受入れ人数とかスタッフなどの人数も変更があったのか、伺いたいと思います。

○委員長(中座敏和君) 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長(長塚哲也君) お答え申し上げます。

金額が増加した件につきましては、健診センター内の検査室、診察室などを増床したためということになります。ですので、スタッフの人数ですとか、収支の変更等は今のところ影響がない部分で、建設工事費関係のものが増額となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 検査室とかを増やしても、受入れ人数が変わらないというのが、ちょっとあまり、検査室とか増やしたら……1日の受入れがもっと増やすために検査室を増やしたのかなと思ったのですが、そうではないのかな。その理由をちょっと伺いたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 現時点で今試算しているところでは、令和7年4月に健診センターがオープンしまして、令和7年度中につきましては36名ほど、それが年度ごとに徐々に増えていって、5年後には60名ということで試算のほうはしているのですけれども、大分営業のほう、病院のほうで回っていただいて、それよりも多い人数来る可能性がということございまして、試算のほうはしておりませんが、受け入れられる体制のほう、そちらのほうは先に整えているということでございます。

以上です。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、医療保険課から説明を願います。

草間医療保健課長。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、別紙の債務負担行為補正一覧、一般会計第6号追加を御覧ください。3ページ、ナンバー62、「医療福祉費共同電算処理手数料」、ナンバー63、「はぐくみ医療費共同電算処理手数料」、ナンバー64、「住民情報システムアウトソーシング（医療福祉）」、こちらの全3件の事項につきましては、令和6年度の事業及び手数料であります。事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、議案書の24ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。一番上の段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄1、国民健康保険事業費負担金（保険基盤安定）1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、上から3段目、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄1、国民健康保険事業費負担金（保険基盤安定）1,000円の増額をお願いするものでございます。これらは、先ほど国民健康保険税条例の改正案についてご説明させていただいたところですが、子育て世帯の負担軽減次世代育成支援等の観点から、令和6年1月に予定されております国民健康保険制度の改正によるもので、出産する被保険者が産前産後期間分の国民健康保険税を減額免除することとなります。これによる国保税歳入の減少分のうち、国から2分の1、県から4分の1がそれぞれ負担金として交付されるものでございます。現時点におきましては、減額免除対象者数などを正確に見込めないことから、それぞれ1,000円の計上としております。

続きまして、28ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、上か

ら3項目め、目4国民健康保険事業費、節27繰出金、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金1,397万1,000円の減額をお願いするものでございます。これは、人事異動等による国民健康保険担当職員の給与関係経費の減額分と国保税システム改修に伴います費用などの増額分を相殺し、一般会計から国民健康保険特別会計の繰出金を減額するものでございます。詳細につきましては、議案第87号「国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でご説明いたします。

同じく一番下の段になります。目8高齢者医療給付費、節27繰出金、説明欄、後期高齢者医療経費552万円の増額をお願いするものでございます。これは、人事異動等による後期高齢者医療担当職員の給与関係経費の増額が見込まれます分を一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すためのものでございます。詳細につきましては、議案第88号「後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でご説明いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

それでは、ここで休憩といたします。

休 憩 午後 0時

---

再 開 午後 0時58分

○委員長（中座敏和君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、社会福祉課から説明を願います。

谷田部社会福祉課課長補佐。

○社会福祉課課長補佐（谷田部昭広君） よろしく願いいたします。社会福祉課、谷田部と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、社会福祉課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

11ページ、第4表、債務負担行為補正の追加でございますが、これにつきまして、別紙、債務負担行為補正一覧に沿って説明をさせていただきます。別紙、債務負担行為補正一覧の3ページをお開き願います。1行目、ナンバー51、事項欄、「自立相談支援事業委託」でございます。これは、生活困窮者自立支援事業の中の相談業務を筑西市社会福祉協議会でも行うために、事前の契約が必要な委託事業のため、限度額354万5,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、2行目、ナンバー52、事項欄、「家計改善支援事業委託」でございます。これは、家計に問題を抱える生活困窮者の家計改善のため、自立相談支援事業と併せて筑西市社会福祉協議会に委託している事業であり、事前の契約が必要な委託事業のため、限度額100万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) 質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明を願います。

寺内障がい福祉課長。

○障がい福祉課長(寺内智恵子君) 障がい福祉課、寺内でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算(第6号)」のうち、障がい福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、議案書7ページからの第4表、債務負担行為補正(追加)につきましては、別紙の債務負担行為補正一覧に沿ってご説明させていただきたいと存じますので、債務負担行為補正一覧の3ページをお開き願います。ナンバー53からナンバー59の7件でございます。ナンバー53、「障害者等地域活動支援センター事業委託」からナンバー58の「訪問入浴サービス事業委託」の6件につきましては、障害者総合支援法に基づく必須事業として、障害をお持ちの方への外出支援、また訓練、相談など各種の支援を行うための事業を委託するものでございます。

ナンバー59、「在宅心身障害者紙おむつ支給(助成)委託」は、筑西市在宅要介護高齢者等紙おむつ支給要綱に基づきまして、介護を必要とする障害者を在宅で介護する家族の精神的、経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを無償で支給する事業でございます。いずれの事業につきましても、令和6年度の委託事業でございますが、事前に契約が必要であることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、第86号議案書に戻りまして、24ページお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、説明欄53、障害者総合支援事業費補助金38万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に対応するため、システムの改修費用に係る補助金で、補助率は事業費の2分の1でございます。

次に、28ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、住民情報システム(障害者総合支援)改修事業77万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、歳入でもご説明いたしました令和6年度からの障害福祉サービス等報酬が改定になることに対応するため、障害者総合支援システムの改修を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長(中座敏和君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

野村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(野村 武君) 高齢福祉課、野村です。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第86号のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

別紙、債務負担行為補正一覧の3ページをお開き願います。ナンバー60、事項欄、「生活管理指導短期宿泊事業委託」、期間、令和6年度、限度額10万3,000円でございます。こちらは、基本的な生活習慣の改善が必要な高齢者を特別養護老人ホーム等の空き部屋を利用しまして短期宿泊させ、生活習慣等の指導や体調の調整を図るもので、事前の契約が必要であるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、ナンバー61、事項欄、「愛の定期便事業委託」、期間、令和6年度、限度額が265万2,000円でございます。これは、独り暮らしの高齢者に対しまして、ヤクルトを週2回手渡しで配達することで、見守りを兼ねた安否確認を行うものです。事前に契約が必要であるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、介護保険課から説明を願います。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 介護保険課、吉原です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、介護保険課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。2段目、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄32、介護保険システム整備費補助金93万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和6年度に予定されております介護報酬の改定に伴うシステムの改修費に係る補助金で、改修費の2分の1に相当する額が補助されるものでございます。

次に、28ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5高齢者福祉費、節27繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金1,294万9,000円の減額をお願いするものでございます。これは人事異動等により、介護保険及び地域包括支援事業担当職員の給与関係費の減額が見込まれることに伴い、一般会計から介護保険特別会計への繰出金を減額するものでございます。詳細につきましては、議案第89号「筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」でご説明させていただきます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第87号「令和5年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

草間医療保健課長。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

議案第87号「令和5年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ228万7,000円の増額をお願ひするものでございます。

議案書の4ページ、5ページをお開き願ひます。第2表、債務負担行為でございます。一番上、国保情報集約システム運用手数料をはじめといたします全14件の事項につきましては、令和6年度の事業及び手数料であります。事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願ひするものでございます。

続きまして、8ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款1項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年課税分、説明欄1、医療給付費分現年課税分3,000円の減額をお願ひするものでございます。これは、午前中ご説明いたしました来年1月に予定されております、国民健康保険制度の改正によります出産被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の減額免除相当分でございます。午前中もご説明申し上げましたが、現時点では減額免除対象者数などを正確に見込めないことから、国、県、市負担分として、それぞれ1,000円の計上とさせていただきます。

次に、款4県支出金、項2県補助金、目5保険給付費等交付金、節2特別調整交付金、説明欄2、特別調整交付金分（市町村分）1,199万9,000円の増額をお願ひするものでございます。これは、国保直営診療施設であります茨城県西部メディカルセンターの運営等に要した費用の一部、今回は総合相談など健康管理事業の実施に応じた費用の一部として、特別調整交付金が交付されるものでございます。

次に、款7繰入金、項1目1一般会計繰入金、節3、説明欄1、職員給与費等繰入金1,397万4,000円の減額をお願ひするものでございます。これは、令和5年4月の人事異動等により、国民健康保険担当職員の給与関係経費の減額分と国保税システム改修に伴います費用の増額分を相殺して、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、その下になります。節8、説明欄1、保険基盤安定繰入金（産前産後軽減分）3,000円の増額をお願ひするものでございます。これは、先ほどご説明いたしました出産被保険者に係る産前産後期間分の国民健康保険税の減額免除相当分と同額を保険基盤安定繰入金として一般会計から法定繰入れを行うものでございます。先ほどもご説明しておりますが、現時点では減額免除対象者数などを正確に見込めないことから、国、県、市負担分としてそれぞれ1,000円の計上としております。

次に、款8項1繰越金、目2節1その他繰越金、説明欄1、前年度繰越金426万2,000円の増額をお願ひするものでございます。これは、令和4年度、3年度、2年度の国民健康保険特別調整交付金の精算に伴い、返還金が発生したことにより、繰越金にて対応するものでございます。

続きまして、9ページを御覧願ひます。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、国保総務職員給与関係経費1,030万3,000円の減額をお願ひするものでございます。

次に、その下、項2徴税费、目1賦課徴収費、説明欄、国保徴税職員給与関係経費565万1,000円の減額をお願ひするものでございます。これは、令和5年4月の人事異動等により、それぞれの給与関係経費を減額するものでございます。なお、詳細は、11ページ、12ページの給与費明細書に記載のとおりでございます。

同じく9ページ、説明欄、住民情報システム（国民健康保険税）改修経費198万円の増額をお願ひするも

のでございます。これは、先ほどご説明いたしました出産被保険者に係る産前産後期間分の国民健康保険税の減額免除に対応するための国民健康保険（賦課）システム改修委託料でございます。

次に、款6保健事業費、項3目1国民健康保険直営診療施設事業費、説明欄、国民健康保険直営診療施設事業1,199万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、歳入でご説明いたしました国保直営診療施設である茨城県西部メディカルセンターの運営等に要した費用の一部として交付されました交付金を、市から地方独立行政法人茨城県西部医療機構に補助金として支出するものでございます。

次に、10ページをお開き願います。款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3、説明欄、償還金426万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度、3年度、2年度の国民健康保険特別調整交付金の精算に伴う返還金でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 5ページ、債務負担行為の一覧表ですよね。勉強不足で誠に申し訳ないのですが、これほとんど手数料とか委託料とかアウトソーシングとか書いてありますけれども、値段が限度額が値段といったらおかしいけれども、金額が何百万単位が多いですよ。こういうのはどうやって決めているの。全く分からないのです。誰がどういう、高いのか安いのか、誰が決めているのか、そのやり方だけちょっと教えてくれる。

○委員長（中座敏和君） 草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） こちらにつきましては、一応全部で14項目ございますが、まず一番上の国保情報集約システム運用手数料についてでございますが、これは都道府県単位で被保険者資格の取得喪失に関する事務処理を効率的に行う、そういった目的で国保連合会に支払う手数料になります。この手数料に関しましては、前の年度に国保連合会のほうから単価が示されまして、それに被保険者数を掛けるような形の積算となっております。

2番につきましても、これも保険者事務共同電算処理手数料ということで、これもこの電算処理といいますのは、これ国保連合会のシステムなのですが、こちらにつきましても、国保連合会から、前の年度に次年度の手数料の単価が示されますので、それに国保の被保険者数を掛け合わせて積算する形になってございます。

3番の住民情報……

（「いいよ、全部言わなくても」と呼ぶ者あり）

○医療保険課長（草間 太君） （続）よろしいですか。あと……

（「このアウトソーシングって何」と呼ぶ者あり）

○医療保険課長（草間 太君） （続）アウトソーシングにつきましては、こちら国保において資格管理業務というのがあるのですが、これを円滑に進めるための電算システム業務委託料になりまして、住民基本台帳システムとか、市民課のほうで運用しておりますが、その国保版のお話になります。

あと、この下で、例えば上から4番目、国民健康保険税公金収納情報データ化委託というのがありますが、これにつきましては、国民健康保険税について、金融機関ですとか、市役所、コンビニエンスストアなどで納付された税情報をデータ化して、納付情報及び収納率を把握すると、そういった業務の委託料な

のですが、これにつきましても、委託金融機関のほうから一応見積りが出ますので、それに想定される件数を掛け合わせて積算するような形になります。その他先ほど申し上げました国保連合会のほうから示される単価に基づいて、想定される件数ですとか、被保険者の数などを掛け合わせて積算して出したものになります。

以上でございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) 質疑を終結いたします。

議案第87号について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) 討論を終結いたします。

これより議案第87号の採決をいたします。

議案第87号「令和5年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(中座敏和君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第88号「令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

草間医療保険課長。

○医療保険課長(草間 太君) 引き続きよろしくお願ひいたします。

議案第88号「令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ552万円の増額をお願いするもの及び債務負担行為を設定する補正予算でございます。

議案書の4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。後期高齢者健診予約受付等委託をはじめといたします全8件の事項につきましては、こちらも令和6年度の事業及び手数料であります。事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他繰入金、節1、説明欄1、人件費繰入金552万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年4月の人事異動等により、後期高齢者医療担当職員の給与関係経費の増額が見込まれますことから、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、後期高齢者医療職員給与関係経費552万円の増額をお願いするものでございます。これは4月の人事異動等により、給与関係経費を増額するものでございます。なお、詳細は、9ページ、10ページの給与費明細書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第88号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第88号の採決をいたします。

議案第88号「令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第89号「令和5年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

介護保険課から説明を願います。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 介護保険課、吉原です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第89号「令和5年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

初めに、予算書1ページを御覧願います。これは、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,541万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億8,860万円とするもの及び債務負担行為の設定をお願いするものでございます。この補正予算の内容といたしまして、令和5年4月の人事異動に伴う介護保険課職員、高齢福祉課地域包括係職員及び地域医療推進課会計年度任用職員の給与関係費並びに介護保険システム改修などにかかる補正予算でございます。

初めに、4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。介護保険料公金収納データ化委託から住民情報システムアウトソーシング（介護収納）につきましましては、介護保険料の収納、消し込みに係る委託料でございます。下館東部地区地域包括支援センター運営委託から関城・明野・協和地区地域包括支援センター運営委託につきましましては、高齢者が居住地の身近な窓口で相談及び支援ができるよう、地域包括支援センター業務を委託するものでございます。

次に、介護用品（紙おむつ）支給委託から、5ページにあります介護予防事業バス運行委託につきましましては、高齢者の在宅支援サービス及び介護予防に係る委託事業でございます。これらは、令和6年度の年度初日から業務に対応するには事前に委託契約の締結が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節2現年度分普通徴収保険料、説明欄1、現年度分普通徴収保険料3万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目10地域支援事業交付金、節2包括的支援・任意事業交付金、説明欄1、現年度分包括的支援・任意事業交付金246万6,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節2、包括的支援・任意事業交付金、

説明欄 1、現年度分包括的支援・任意事業交付金123万3,000円の減額をお願いするものでございます。これらは、高齢福祉課地域包括系の職員及び地域医療推進課の会計年度任用職員の異動などに伴う保険料の増額と国、県交付金の減額でございます。

次に、款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 その他一般会計繰入金、節 1、説明欄 1、職員給与費等繰入金1,358万6,000円の減額をお願いするものでございます。これは、介護保険課職員の異動などによる減額でございます。

同じく節 2、説明欄 1、事務費繰入金187万円の増額をお願いするものでございます。これは、介護報酬の改定に伴う住民情報システムの改修費を一般会計から繰り入れるものでございます。

同じく、その下、目10地域支援事業繰入金、節 2 包括的支援・任意事業繰入金、説明欄 1、現年度包括的支援・任意事業繰入金123万3,000円の減額をお願いするものでございます。これは、高齢福祉課包括支援系の職員及び地域医療推進課の会計年度任用職員の異動などによる減額でございます。

その下、款 8 繰入金、項 2 基金繰入金、目 2 節 1、説明欄 1、介護給付費準備基金繰入金120万円の増額をお願いするものでございます。

次に、9 ページをお開き願います。3、歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、説明欄、介護保険総務職員給与関係経費1,358万6,000円の減額をお願いするものでございます。これは、介護保険課職員の異動などによる減額でございます。

次に、款 1 総務費、項 2 目 1 賦課徴収費、説明欄、住民情報システム（介護保険）改修事業187万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和 6 年度の介護報酬の改定に伴う住民情報システムの改修委託料の増額でございます。

次に、款 4 地域支援事業費、項 2 包括的支援事業・任意事業費、目 1 包括的支援事業費、説明欄、地域包括支援職員給与関係経費654万6,000円の減額をお願いするものでございます。これは、高齢福祉課地域包括系の職員の異動などによる減額でございます。

次に、10ページをお開き願います。款 4 地域支援事業費、項 2 包括的支援事業・任意事業費、目 5 在宅医療・介護連携推進事業費、説明欄、在宅医療・介護連携推進事業14万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、地域医療推進課の会計年度任用職員の任用などによる増額でございます。なお、給与関係の詳細は、11、12ページの給与費明細書に記載のとおりでございます。

次に、款 5 項 1 目 1 基金積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業150万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、地域支援事業費の減額により、その財源となる介護保険料の余剰金を積み立てるものでございます。

次に、款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 第 1 号被保険者保険料還付金、説明欄、第 1 号被保険者保険料還付事業120万円の増額をお願いするものでございます。これは、過年度分の保険料を還付する事業において、前年所得の更正などにより、当初の見込みより還付金が増額したことによるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第89号について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) 討論を終結いたします。

これより議案第89号の採決をいたします。

議案第89号「令和5年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(中座敏和君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第90号「令和5年度筑西市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)」について審査を願います。

地域医療推進課から説明を願います。

長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長(長塚哲也君) 地域医療推進課、長塚でございます。どうぞよろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案第90号「令和5年度筑西市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

初めに、議案書の4ページ、こちらを御覧ください。第2表、地方債補正(変更)でございます。起債の目的、西部医療機構貸付事業でございます。補正前の限度額1億4,150万円を補正後の限度額1億9,450万円に変更するものでございます。これは、地方独立行政法人茨城県西部医療機構が整備いたします健診センター用の駐車場整備費として増額するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款2項1市債、目1病院事業債、節1、説明欄1、西部医療機構貸付事業債5,300万円の増額をお願いするものでございます。これは、健診センター用の駐車場整備に伴う地方債借入額の増額でございます。

次に、8ページを御覧ください。3、歳出でございます。款1項1目1節20貸付金、説明欄、西部医療機構貸付金5,300万円の増額をお願いするものでございます。これは、先ほどご説明いたしました地方債を市が借り入れました後に、地方独立行政法人法第41条第4項に基づきまして、地方独立行政法人茨城県西部医療機構へ貸付けを行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長(中座敏和君) 質疑を願います。

仁平委員。

○委員(仁平正巳君) ただいまの貸付金の総額って分かります。

○委員長(中座敏和君) 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長(長塚哲也君) 地方債の貸付金総額になりますが、当初は5億690万円、補正後は5億7,220万円になります。

以上でございます。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) 小倉委員。

○委員(小倉ひと美君) 今、副委員長のほうから貸付金の総額ということがありましたが、この5億

7,220万円は、今病院が抱えている市から借りたお金というのですか、病院の借金というのですか、の総額がこの金額でよろしいのかというのが1点と、もう一点、健診センター用の駐車場の整備とありますが、これは新たに駐車場をどこか別の場所に整備するのか、その駐車場の整備計画についてご説明をお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 答弁いたします。

地方債の合計額につきましては、令和5年度から令和6年度にかけての5億7,220万円ということになりますので、今現状では貸付けのほうはまだ行っておりません。病院の借金にはなりますけれども、まだ貸付けのほうは行っておりません。

もう一点、駐車場の件ですけれども、議員はご存じだとは思うのですけれども、病院の西側の駐車場の敷地内に健診センターを今整備する計画でございます。その西側の市道を挟みまして、その西側にあった敷地、そちらのほうを購入して、健診センターを建てたことによってなくなってしまった駐車場を少し増やしますけれども、道路を挟んで西側に整備する計画となっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） まず、病院のほうの借金、今回の貸付けがまだ行われていないということで、今回の5億円、病院を建てたときの建設費などを含めた総額というのですか、これから病院が返していかなければいけないお金の総額が幾らあるのかちょっとご説明お願いしたいのと、駐車場の整備計画、これはもうある程度設計図的なものがあれば、そういったものを示していただきたいなというのと、この駐車場の整備に総額幾らぐらいを見込んで整備するのかをお願いします。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） すみません。現在、資料のほうを持ち合わせておりませんで、病院側の借金総額のというところなのですけれども、すみません。ちょっと不確かな数字にはなってしまうのですけれども、約30億ほどあったと記憶しております。細かい数字については申し訳ございません。ちょっと資料の持ち合わせがございません。

あと、駐車場のほうなのですけれども、図面か何かで議員に後で資料としてお渡しするというほうがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○地域医療推進課長（長塚哲也君） （続）ちょっと帰って精査しまして、資料のほうは提出したいと思います。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） すみません。図面の資料と併せて……

（「工事費」と呼ぶ者あり）

○委員（小倉ひと美君） （続）工事費の金額も。駐車場だけでなく、健診センターもある程度設計図的なものができていれば、そちらのほうも併せてお願いしたいと思います。工事費なども含めお願いします。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） では、その設計図のほうも精査しまして、出せる部分については、ちょっとこちらのほうで準備したいと思います。

最後に、すみません。ちょっと先ほど失念してしまったのですが、駐車場全体の整備費なのですが、用地取得、整備費、合計で5,500万円ほどということをお知らせしております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） あとはよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第90号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第90号の採決をいたします。

議案第90号「令和5年度筑西市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第97号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」について審査を願います。

次に、社会福祉課から説明を願います。

谷田部社会福祉課課長補佐。

○社会福祉課課長補佐（谷田部昭広君） 社会福祉課、谷田部と申します。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

議案第97号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」につきましてご説明いたします。

初めに、6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節18物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、説明欄1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6億4,626万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、この後歳出でご説明いたします物価高騰対応重点支援地方創生事業による住民税非課税世帯物価高騰給付金に伴う補助金で、全額国庫補助でございます。

次に、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目20物価高騰対応重点支援地方創生事業費、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生事業6億4,626万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、物価高騰に最も苦しんでいる住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり7万円の給付金を支給するものでございます。事業内容といたしましては、令和5年12月1日において、市町村の住民基本台帳に記録されている者であって、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯の世帯主に対しまして、7万円を給付するものでございます。

次に、補正予算の内訳でございます。節1報酬39万円につきましては、会計年度任用職員の報酬でございます。

節3職員手当等226万8,000円は、職員の時間外手当等でございます。

節4 共済費6万円は、会計年度任用職員共済組合負担金及び社会保険料でございます。

節8 旅費6,000円は、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

節10 需用費124万2,000円は、確認書や周知用のチラシなどの準備に係る用紙及び封筒並びに印刷用の消耗品等でございます。

節11 役務費327万2,000円は、申請書等の郵便料でございます。

節12 委託料902万8,000円は、窓口等による制度案内、申請の受付、システムの入力など、速やかな支給を進めるための人材派遣委託料及び対象者抽出等に係るシステム改修費用及びアウトソーシング委託費用でございます。

節18 負担金補助及び交付金6億3,000万円は、住民税非課税世帯物価高騰給付金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） システム改修費用の件なのですが、今年の春も住民税非課税世帯への給付というのがやって、そうすると仕組みとしては同じなのですよ、抽出するのに。今回もう一度それを抽出するのに、前回のデータを使えば安く済むという、システム自体を、と思うのですが、そうではないのかちょっと確認したいと思います。

○委員長（中座敏和君） 谷田部社会福祉課課長補佐。

○社会福祉課課長補佐（谷田部昭広君） ご答弁申し上げます。

三浦委員が今申し上げたとおりでございます。春先に3万円給付したときのデータを活用しまして、今回も給付に努めるという内容でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、この80万円というのは、変化があった分を探すという意味で使うわけですか。

○委員長（中座敏和君） 谷田部社会福祉課課長補佐。

○社会福祉課課長補佐（谷田部昭広君） ご答弁申し上げます。

既存の臨時特別給付金等の支給システムを住民税非課税世帯物価高騰給付金用に今回改修いたしまして、対象者の抽出、対象通知の作成、支給管理などを行うものに使う80万円でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 今回住民税非課税世帯への給付ということですが、家計が急変した方、所得がかなり減ってしまった方への支給がないのかということと、この支給までのスケジュールを伺いたしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 谷田部社会福祉課課長補佐。

○社会福祉課課長補佐（谷田部昭広君） ご答弁申し上げます。

今回の給付に関しましての家計急変につきましては該当外となります。

また、スケジュールにつきましては、議案が可決後、至急こちらで準備いたしまして、関係する世帯につきまして、1月初旬をめどに通知、1月下旬に1回目の支給を予定してございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 住民税非課税世帯へは、何度もコロナ禍の頃も支給がありましたが、総額で1世帯当たり幾らぐらい支給がなっているのか、総額をお聞きしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 谷田部社会福祉課課長補佐。

○社会福祉課課長補佐（谷田部昭広君） 委員のご質問なのですが、ちょっと総額につきましては現在手持ちがないので、後ほど資料をお渡ししたいと思います。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） ほかにないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第97号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第97号の採決をいたします。

議案第97号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（中座敏和君） ここで休憩といたします。

休 憩 午後 1時55分

---

再 開 午後 2時 4分

○委員長（中座敏和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、こども部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第84号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」審査を願います。

なお、追加で要求のありました資料タブレット端末に確認をしております。

こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） こども課の松本です。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼い

たします。

議案第84号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明いたします。

これは、いわゆる地方分権一括法であります地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第3条のうち第10項が削除され、同条第11項が第10項に繰り上げられたことに伴い、市の条例において、当該法律の引用する箇所を第11項から第10項に改正するものでございます。今回削除されましたこの第3条第10項とは、指定都市の長が幼稚園や保育所または認定こども園などを認可した際に、都道府県知事に認可した申請書の写しを送付することを定めたもの、こちらを削除したものでございます。したがって、この法律の改正自体による筑西市への影響はございません。ですが、幼稚園や保育所等を認可した場合、これは都道府県が認可することになっています。あと政令指定都市なのですが、都道府県が公示する旨が定められた第3条第11項について、市の条例がひもづけられております。そのため、市の条例の条文にございます第3条第11項と記載されている箇所、この箇所について、第3条第10項に変える必要が生じたための改正でございます。詳細につきましては、追加でご提出させていただきました資料をご確認いただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上となります。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この項目だね、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、これはどういう施設というのかな、都道府県、政令指定都市が認可するというのは分かったのですが、この特殊な固有名詞の内容だね、これ私らどこまでが含まれるのかちょっと分からないのですが、その点お願いします。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） ご答弁させていただきます。

認定こども園や保育所等の特定教育・保育施設、これらの設置者や家庭的保育事業、または小規模保育事業などの地域型保育事業の事業者が従うべき運営の事項に関する基準、こちらについては市が条例で定めることとなっており、それらを定めた条例となっております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 大体分かったような分からないような気がするのですが、この表現ちょっと一般の人に聞いて、これは分かりづらいよね。これは、法律は子ども・子育て支援法、この中の法律は裏づけはこれですよ、たしか。違う。その法律何なのだと。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） その法律が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律という長い名前の法律なのですけれども、これをいわゆる認定こども園法という法がいわゆる名称でございます。この法というのは、平成27年に子ども・子育て支援新制度が始まったときに、それまでは保育は保育、幼稚園は幼稚園という2つの厚生労働省と文部科学省で取り扱っていた事業があったのですが、それを合体させたいわゆる幼保連携型の認定こども園、こういったものを推進していくべきでは

ないかということで、内閣府につくられました子ども・子育て本部でこのいわゆる認定こども園法というものが施行されました。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） たしか私は、子ども・子育て支援法だと思ったのです。では、違うのですね。認定こども園法ですか。そしたら、とても私確認してみます。ありがとうございました。

○委員長（中座敏和君） ほかによろしいですか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第84号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第84号の採決をいたします。

議案第84号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 引き続き私から説明させていただきます。

議案第86号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明いたします。

第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。この債務負担行為補正の説明につきましては、概要説明書の別紙、債務負担行為補正一覧にてご説明させていただきますので、別紙、債務負担行為補正一覧の3ページ、お開き願います。その3ページの下段近くでございますもので、こども課の債務負担行為は69番、「公金収納事務手数料（保育料）」から75番、「住民情報システムアウトソーシング（児童扶養手当）」の7本となります。これらは全て期間が令和6年度となっております。しかしながら、事前に契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

こども課からの説明は以上となります。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、母子保健課から説明を願います。

高島母子保健課長。

○母子保健課長（高島豊美君） 母子保健課、高島でございます。着座にてご説明します。

議案第86号のうち、母子保健課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。別冊令和5年度補正予算概要説明書にてご説明させていただきます。別紙、債務負担行為補正一覧の3ページをお開き願います。65番、「子育て短期支援事業委託」から68番、「しもだて子育て支援センター運営委託」までの4本でございます。続いて、4ページをお開き願います。86番、「3～4か月健康診査委託」から92番、「母乳育児促進事業委託」までの7本、合わせて11本でございます。

以上、65番から68番と86番から92番は、期間、令和6年度となり、事前に契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。それぞれ限度額が設定されてございます。

続きまして、補正予算書の24ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。上から5段目、款16県支出金、項4交付金、目4衛生費交付金、節1保健衛生費交付金、説明欄5、出産・子育て応援交付金に1万5,000円の増額をお願いするものでございます。詳しくは歳出にて説明させていただきます。

次に、29ページをお開き願います。3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健事業費、説明欄、ちくせい妊婦・子育て応援事業に2万1,000円の増額をお願いするものでございます。内訳にありますように、節3職員手当等に1万6,000円と節4共済費に5,000円でございますが、ちくせい妊婦・子育て応援事業に従事しています会計年度任用職員2名分の職員手当と共済費の不足分でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、認定こども園せきじょうから説明を願います。

大木認定こども園せきじょう園長。

○認定こども園せきじょう園長（大木 清君） 認定こども園せきじょうの大木です。どうぞよろしくお願いたします。着座にて失礼します。

議案第86号のうち、認定こども園せきじょう所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。別冊、令和5年度補正予算概要説明書にてご説明させていただきます。別紙、債務負担行為補正一覧の3ページをお開き願います。76番、「公金収納事務手数料（認定こども園）」でございます。こちらは、入園児の給食費や送迎バス利用者からの負担金の口座振替のための金融機関への事務手数料であり、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、教育委員会所管の審査に入ります。

初めに、議案第80号「筑西市立図書館における指定管理者の指定について」審査を願います。

なお、追加で要求のありました資料をタブレット端末に格納しております。

生涯学習課から説明を願います。

成田生涯学習課長。

○生涯学習課長（成田佳輝君） 生涯学習課、成田でございます。着座にてご説明させていただきます。

議案第80号「筑西市立図書館における指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

市立図書館の指定管理につきましては、令和6年3月31日をもって5年間の指定管理期間を満了することから、公募型プロポーザル方式により、次期指定管理候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

この図書館指定管理者の公募は、令和5年7月から募集を開始し、その後、応募者に対して、書類審査、プレゼンテーション審査を経て、令和5年10月に指定管理候補者選定会議において、指定管理候補者の選定をいたしました。

それでは、議決をお願いする事項につきましてご報告いたします。記といたしまして、対象となる公の施設は、名称、筑西市立図書館、所在地、筑西市下岡崎一丁目11番地1、中央図書館、筑西市海老ヶ島2120番地7、明野図書館でございます。2、指定管理者は、名称、図書館流通センター・常総ビル整美共同企業体、代表構成員、東京都文京区大塚三丁目1番1号、株式会社図書館流通センター、代表取締役、谷一文子、構成員、筑西市西方1813番地16、常総ビル整美株式会社、代表取締役、塚田長剛でございます。3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

2枚目をお開き願います。筑西市立図書館の指定管理業務に係る仮協定書の写しでございます。第1条は、指定管理の対象となる施設の名称でございます。第2条は、指定期間を定めるものでございます。第3条は、指定管理委託料の上限を5年間で9億403万5,000円とするものでございます。第4条は、この議会の議決を経て指定管理者を指定した後に、今後、本協定を締結していくことを定めたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 限度額が約1億円増額ということで、理由は図書館職員の給与改善と物価高騰というふうに書いてありますので、大体は察しがつくのですが、特に給与改善の部分については、指定管理者の側で職員を採用なのか派遣しているということだと思っておりますが、この給与改善についてはどういうふうな、簡単に言えば見積もったかと、どういう状況があるのかというところをお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長（成田佳輝君） お答えいたします。

給与改善でございますが、給与の改善に関しましては、まずは2021年、令和3年10月、あとは2023年、令和5年10月の大幅な最低賃金の引上げも考慮はいたしました。ただし、雇用のほうは図書館で雇用はされておりますが、地元の職員をできるだけ採用ということと、あとはまず今までの業務と実績と、あとは直接の聞き取り、あとは見積りなども合わせまして、算出をしております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） この指定管理者の選定方法をお願いします。

○委員長（中座敏和君） 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長（成田佳輝君） 申し上げます。

制定方法については、プロポーザル方式で選定を行ってございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） その際、プロポーザルに参加した業者の数をお願いします。

○委員長（中座敏和君） 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長（成田佳輝君） 応募総数は1者でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 1者ということで、前回もこの方たちが指定管理受けていて、また同じ方ということで、何かこの応募方法とか競争性の面からすると、何者も応募してくれたほうがよりよい提案なども出るのかなと思うのですが、その点に関して、今後応募方法、応募基準というのですか、仕様書などを見直すような時期の、5年後の応募に向けて、何かお考えがあれば伺いたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長（成田佳輝君） 図書館はいわゆる図書を貸し出して、静かに勉強できる環境というものなのですが、一概にそういう考えだけではなくて、今後はまちづくりにも貢献できるような、にぎわいづくりにも協力できるような何かイベントを考えていただくとか、このたび五行川の図書館の東側には新しいカフェなんかも建ちますので、そちらと協働する、コラボするような何か個々の取組を考えながら、いろいろな業者さんが図書館にも興味持っていただけるような仕組み、工夫をしたいかなと考えております。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第80号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第80号の採決をいたします。

議案第80号「筑西市立図書館における指定管理者の指定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第85号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」審査を願います。

学務課から説明を願います。

根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） 学務課の根本です。よろしくをお願いします。

議案第85号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」ご説明をいたします。

今回の条例改正は、教育委員会の附属機関に医療的ケア安全委員会を追加するものでございます。ここで改めまして、医療的ケアとは、自宅や学校などにおいて、日常生活を送る上で必要な呼吸や栄養摂取、

排せつなどに関わる医療的な援助行為のことを言います。令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校においても、対象となる児童生徒が適切な医療的ケアを受けられるよう、必要な措置を講じるものとされました。来年度、市内の小学校にこの医療的ケアを必要とする児童が入学する予定であることから、当該児童に対する医療的ケアを適切に行うため、医療的ケア安全委員会を設置するものでございます。

それでは、議案書の1ページの一番下から2ページ目にかけてを御覧願います。医療的ケア安全委員会の担任事項でございますが、市立学校に在籍する医療的ケア児に関し、医療的ケアの実施の適否を協議すること。また、医療的ケアの実実施計画及び実施経過の確認等を行い、教育委員会に報告することとなっております。

附則といたしまして、第1項、この条例は公布の日から施行する。

また、第2項におきまして、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第3、第1項の表に、医療的ケア安全委員会委員のうち、医師である委員の報酬、日額1万5,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 来年、令和6年度から、そういう児童が入学するということなのですけども、そんな多くないと思うのですが、人員は何名なのか、また医療的ケア安全委員会、何名なのか、またどういう資格者がなるのか、この2点お伺いします。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

来年入学する予定の医療的ケアの児童の数というご質問かと思いますが、2名入学する予定でございます。

医療的ケア安全委員会の委員の定数は、具体的には決まっておりませんが、これはその児童が入学する学校に設置するものでございます。学校長はじめ、学校の教頭や養護教諭、担任の先生、そのほか今回報酬に上げております医師ということで、今のところ、その学校の学校医にお願いする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この医療的ケア安全委員会、決まればまた報告があるのだと思います。そのときは、また議会のほうにも早めにお知らせ願いたいと思います。この件について、私も何回かこれまでも本会議で質問してきたのです。やっとそういう生徒が入れるということは、学校側も大変だと思います。けれども、やっぱり法の下での平等とかそういった中では、やっぱりよかったのかなと思いますが、今後ともよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 讓君） この該当者が2名ということなので、同じ学校なのか、違う学校なのかということで、あと財政措置は、国、県のほうでどうなのかということをお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

2名の児童が入学する予定の学校は、別の学校でございます。

財政的措置というご質問でございますが、この医療的ケア安全委員会の委員には特に財政措置はございませんが、補正予算のほうでご説明いたします医療的ケア児支援員、こちらのほうには人件費の3分の1が補助としていただける予定になってございます。こちらは令和6年度からの予定でございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、質疑を終結いたします。

議案第85号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決をいたします。

議案第85号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

学務課から説明を願います。

根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） 続けてご説明をさせていただきます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、学務課所管の補正予算についてご説明をさせていただきます。

17ページをお開き願いたいと思います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。いずれも令和6年度当初から事務を執行する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。なお、期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

それでは、17ページの下から2番目を御覧いただきたいと思います。下から2番目、「連絡網サービス「マチコミ」利用料」、内容につきましては、学校の紙での配布物を削減することを目的としまして、今年度導入した連絡網サービスアプリ「マチコミ」の年間利用料でございます。

次に、「学校災害賠償補償保険料」、内容は学校の管理下において、児童生徒等がけがをした場合などに備えて加入する保険料でございます。

18ページをお願いいたします。「真岡市義務教育委託」、内容は隣接する真岡市への小中学生の就学を委託するものでございます。

その下、2つほど飛びまして4番目になります。「茨城新聞購読料（学校教育）」、こちらは学校において、新聞教育を充実するために、茨城新聞を購読するものでございます。

次に、「オンライン英会話事業委託」、内容はオンライン上で、児童生徒一人一人が直接外国人とコミュニケーションを取る英会話の授業を業務委託するものでございます。

次に、「学校ホームページサーバ使用料」、内容につきましては、学校のホームページを管理するサーバー等の使用料でございます。

次に、「特別支援学級用教育支援ソフトウェア使用料」、内容につきましては、特別支援学級におきまして、児童生徒一人一人の個性に応じた学びを支援するために、指導者用のソフトウェアを使用するものでございます。

次に、「特別支援学級用学習ソフトウェア使用料」、内容につきましては、特別支援学級の子供たちが、特に読み書きの学習で使用するソフトウェアでございます。

次に、「小学校入学祝品購入」、内容につきましては、令和7年度に入学する児童に対しまして、入学祝い品として贈呈するランドセルを購入するものでございます。

次に、「小学校教師用教科書・指導書等購入」、内容は令和6年度に小学校の教科書改訂がありますことから、教師用の教科書及び指導書を購入するものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。下から2つ目でございます。款18寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金、節1教育費寄附金、説明欄、教育費寄附金に120万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、教育関係事業への指定寄附といたしまして、市内の株式会社ヤマイチ様から100万円、また株式会社筑波銀行様から20万円のご寄附をいただいたものでございます。寄附の用途につきましては、歳出のほうでご説明させていただきます。

次に、25ページをお願いいたします。真ん中、2段目でございます。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節2雑入（総務）、説明欄3、雇用保険掛金受入金7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、会計年度任用職員といたしまして、医療的ケア児支援員を任用するため、雇用保険の掛金を報酬の一部から控除するものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項1教育総務費、目5特別支援教育費、説明欄、医療的ケア児支援事業に149万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、令和6年度に市内の小学校において、日常的に医療的ケアが必要となる児童が入学する予定でありますことから、医療的ケア児支援員といたしまして、看護師資格を有する会計年度任用職員を任用するための報酬等を計上するものでございます。また、議案第85号でご説明をいたしました医療的ケア安全委員会の委員の報酬も併せて計上するものでございます。

次に、項2小学校費、目2小学校教育振興費、説明欄、小学校教育振興事業に備品購入費40万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入でご説明をいたしました教育関係の指定寄附金を小学校の図書購入費用として活用させていただくものでございます。

次に、項3中学校費、目1中学校管理費、説明欄、中学校運営関係費に備品購入費20万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入でご説明をいたしました教育関係の指定寄附を関城中学校の朝礼台の購入費用として活用させていただくものでございます。

次に、その下の段でございます。目2中学校教育振興費、説明欄、中学校教育振興事業、備品購入費60万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入でご説明をいたしました教育関係事業への指定寄附を中学校の図書購入費用として活用させていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 債務負担行為の中のオンライン英会話授業委託について、もうちょっと詳しくご説明をお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

オンライン英会話授業委託でございますが、対象は小学校5年生、6年生と中学生全員を予定しております。授業の内容でございますが、オンラインで実際の外国籍の方とタブレット上でつなぎまして、英会話などのコミュニケーションを行うもので、1回当たり25分程度の授業を予定しております。

債務負担行為に計上している額といたしましては、先ほど申し上げました5年生、6年生、中学生につき、3回分の委託料を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 市内の全小学生5、6年生と中学生ということで、3回分ですが、何かすごくいい取組だなと思ったのですが、回数がちょっと少ないかなという感じがしますが、その辺、英語の授業の中で使っていくのかなとは思っているのですが、実際の授業でどのようにこれを組み込んでいくのかとか、ご説明をお願いします。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

改正につきましては、初年度ということもありまして、対象児童、対象生徒も含めて、どうやっていくかということも含めて、学校、またそれから指導課等と協議しながらやっていきたいと思っておりますが、初年度につきましては、こういった回数で計上したいと思っております。内容ですが、実際にこちら今のところ見積りをいただいた業者でございますけれども、教科書の内容に準じたレッスンをしていただけるということで、ただ単にそのときの話題とかだけではなくて、教科書に準じて会話のレッスンなどをやっていただけるというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 初年度ということで、3回ということですが、今後やはり子供たちには生の英語、英会話がすごくこれからは重要だと思うのです、文法とか紙の上のことよりも。実際に英会話ができる、会話ができるというのが重要だと思うので、今後この成果がよければというか、効果があるのであれば、もっと令和7年度以降予算取りをして、さらに拡充するというお考えを持ってのことで理解しているのか、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

令和6年度に実施してみまして、その成果や課題次第ということになるかと思いますが、回数の増加も含めて、あるいはオンラインよりも、例えば今お願いしているALTの充実のほうがいいのかとか、そうい

ったところも含めた上で、検討していければなというふうに思っています。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） さっきの医療的ケア児支援員の人件費ですけれども、2校ということだから看護師は2人と理解していいのでしょうか。それで、その支援員の仕事としては、何時から何時までということになると思うのですが、対象児童の登校から下校までなのかということと、今年度分というのはその準備というような説明があったかなと思うのですが、その辺も含めて、今年度の役割というところでお願いします。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

来年度入学する予定の対象児童は2名でございますが、こちらの予算の上では、医療的ケア児支援員は3名分を計上してございます。といいますのは、やはりその支援員が休みのときとかの補充員とか、それから内部業務として計画策定業務とか、そういったこともありますので、看護師資格を有する方を探すのはちょっと難しいとは聞いておりますが、できれば3名雇いたいということで、3名分計上してございます。勤務時間でございますが、委員おっしゃいますとおり、7時間を予定しております、児童が登校してから下校するまで、学校によって前後するかもしれませんが、9時、4時を想定しております。

今年度の業務内容でございますが、実際に児童が入学するのは令和6年度ですので、今年度は実際に子供の世話をするということはありませんけれども、まず受入れをするに当たりまして、議案85号のほうでも申しあげました委員会を設置しまして、お子さんが実際に通っている病院の主治医の先生から指示を受けたりですとか、その主治医の先生の下に、指導方法を習ったりですとか、それに基づいて、計画を立てたりですとか、そういった業務が事前業務として発生してきますので、今年度内からの予算を計上させていただいたというところでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、学校給食課から説明をお願いします。

濱野学校給食課長。

○学校給食課長（濱野訓枝君） 学校給食課の濱野でございます。着座にてご説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、学校給食課の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書20ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）についてご説明申し上げます。上から3段目、最後の欄になります。「公金収納事務手数料（学校給食）」、期間、限度額は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。これは、令和6年度から児童生徒の保護者などにより、市が直接学校給食費を徴収することによる銀行口座からの振替手数料及び納付書による納付手数料を確保するために、債務負担をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 令和6年度から学校給食費を市長無償化するというお話がありましたが、この徴収は学校給食費のみの徴収なのですか、それとも学校全体の費用の保護者から徴収する。

○委員長（中座敏和君） 濱野学校給食課長。

○学校給食課長（濱野訓枝君） お答えさせていただきます。

こちらのほうは学校給食費のみですが、まだ新年度予算が通っておりませんので、そのために債務負担行為を上げたものでございます。

○委員長（中座敏和君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、義務教育学校整備課から説明を願います。

市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） 義務教育学校整備課、市塚でございます。どうぞよろしく願います。座って説明をさせていただきます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、義務教育学校整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

18ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。上から2行目、「下館中学校スクールバス運行委託」、その下、「公金収納事務手数料（スクールバス）」、期間限度額につきましては記載のとおりでございます。これは、来年4月から、下館中学校においてスクールバスを運行するため、今年度中にバス事業者と契約を締結する必要があること。また、来年4月から下館中学校、明野五葉学園のスクールバス保護者負担金を口座振替にて徴収することに伴いまして、事前に金融機関との契約を締結するため、収納事務にかかる事務手数料について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習課から説明を願います。

成田生涯学習課長。

○生涯学習課長（成田佳輝君） 生涯学習課、成田でございます。着座にてご説明さしあげます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、生涯学習課所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書18ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。いずれも令和6年度当初から業務開始する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。期間、限度額は記載のとおりですので、省略をさせていただきます。

初めに、1番下の行、「住民情報システムアウトソーシング（成人式）」でございます。こちらは、情

報システム課と株式会社TKCが関係各課の業務を集約し、1契約として年度当初にアウトソーシング業務委託契約を締結することから、債務負担行為が必要となります。内容は、二十歳の集いを開催するに当たり、該当者を住民基本台帳より抽出し、宛名リスト及び宛名ラベルなどの作成を行うものでございます。

続きまして、補正予算書19ページをお開き願います。表の1行目、「地域子ども安全ボランティア活動に対する保険料」でございます。内容は、地域子ども安全ボランティア活動に登録している皆様に安心安全に活動していただくための加入の保険料でございます。

続きまして、2行目、「青少年相談員及び電話相談員活動に対する保険料」でございます。こちらは、青少年相談員、電話相談員の皆様に安心安全に活動していただくために加入する保険料でございます。

続きまして、3行目、「訪問型家庭教育支援員活動に係る保険料」でございます。こちらは、訪問型家庭教育支援活動の支援員の皆様が安全安心に活動していただくために加入する保険料でございます。

続きましてはちょっと関連がありますので、4行目の「里山管理委託」、それから5行目の「里山土地借上料」、6行目の「里山賠償責任保険料」は、一括してご説明いたします。こちらにつきましては、長年、不法投棄や山火事が懸念されていた雑木林を長年にわたって地元の有志、里山を守る会の皆様が管理者として下草刈りやごみの清掃などを継続してきた結果、今では市民が集う里山として整備再生されました。こちらの管理委託料とあとは借地のほうですが、五郎助山、それから丸山と2か所の土地を借りております。五郎助山に関しては4万6,590平米、丸山に関しては1万3,625平米でございます。そこで、里山の賠償責任保険料でございますが、里山の下草刈りやごみの清掃、そして誰もが参加できる自然観察会や焼き芋会、キャンプなどを定期的を実施しております。その里山で活動する皆様や訪れる方々が安心安全に楽しめるよう、保険に加入しているものでございます。

以上で生涯学習課が所管する事業の説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、地域交流センターから説明を願います。

海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 地域交流センター、海老澤でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、地域交流センター所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、16ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。「しもだて地域交流センター受付案内委託」につきまして、期間は令和6年度、限度額は485万7,000円でございます。内容につきましては、アルテリオ1階の受付業務について、令和6年度当初から業務委託となり、事前に契約等の手続が必要となるためでございます。失礼いたしました。19ページでございます。

次に、「しもだて地域交流センター夜間管理委託」につきまして、期間は令和6年度、限度額は414万6,000円でございます。内容につきましては、夜間の施設貸出し及び施設管理の業務について、令和6年度当初から業務の委託となり、事前に契約の手続が必要となるためでございます。

次に、33ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。一番下の

段でございます。款10教育費、項6社会教育費、目3公民館費、ページをおめぐりいただきまして、34ページの説明欄で、地域交流センター管理運営事業に129万7,000円、下館地区公民館管理運営事業に94万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、令和5年第3回定例会で議決をいただきました、筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設の連携に関する条例に基づきまして、公民館の名称がコミュニティーセンターに変更となることから、看板等の掛け替えに必要な費用を計上させていただくものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 19ページのしもだて地域交流センター受付案内委託、これは485万7,000円は何名分でしょう。

○委員長（中座敏和君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） こちら2名分になります。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 2名で年間485万7,000円という意味ですか。

○委員長（中座敏和君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） すみません。失礼いたしました。1名でございます。申し訳ございません。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、485万7,000円が職員をもし使うとしたらどのぐらいになりますか。

○委員長（中座敏和君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 職員での算出は今までしたことはございませんので、申し訳ございません。ちょっと数字的には。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） これは、委託することによって人件費が安くなるという意味に取られているのですけれども、1名だとこれ40万円ぐらい払っているよね、月額。職員のほうが逆に安いのではないのこれ。

○委員長（中座敏和君） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木敦史君） ご答弁いたします。

ちょっと人事関係では、詳しい数字というのはちょっとここで申し上げることはできないと思うのですけれども、485万6,000円という額単体で考えますと、恐らく現状当市の職員の主事以下の金額になってまいります。職員の場合ですと、福利厚生費そこに加算されてまいりますので、額だけでいうのであれば、こちらのほうが低額になっていると考えてございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 何でそんな質問したかという、こういうのは民間に委託したほうが人件費が安くなるという意味合いでよくほかの委託していますよね。職員も主事以下だったら、この例えばしもだて地域交流センターの案内業務というのは簡単だと思うのだよね。だから、若い職員だったらもっと安く上がるのではないかなという疑問というか、それで質問したのですけれども、職員を使うよりも安く済むの

であれば、それで結構です。ありがとうございます。

○委員長（中座敏和君） ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習センターから説明をお願いします。

長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 生涯学習センターの長本でございます。着座にてご説明させていただきます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、生涯学習センター所管の補正についてご説明いたします。

補正予算書19ページをお開き願います。第4表、債務負担行為（追加）でございます。下から3番目、「関城コミュニティセンター昼夜間管理委託」、こちらにつきましては、令和6年度当初から行うため、お願いするものでございます。期間、金額については記載のとおりでございます。

続きまして、20ページ、上段、「生涯学習センター夜間管理委託」、こちらにつきましても、記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願います。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、明野公民館から説明をお願いします。

大武明野公民館長。

○明野公民館長（大武喜義君） 明野公民館、大武です。よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、明野公民館所管の補正予算についてご説明いたします。

19ページをお開き願います。下から2行目、「明野コミュニティセンター夜間管理委託」でございます。こちらにつきましては、内容については先ほどもだて地域交流センターと同じように、夜間の管理業務を年度当初から委託するために、今年度のうちに契約の処理を行うため債務負担行為を設定をお願いするものでございます。期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、協和公民館から説明をお願いします。

日向協和公民館長。

○協和公民館長（日向繁樹君） 協和公民館の日向でございます。どうぞよろしく願います。着座にて説明させていただきます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、協和公民館所管の補正についてご説明させていただきます。

補正予算書、19ページをお開き、同様でございます。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。表下段、「協和コミュニティセンター夜間管理委託」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。施設の夜間貸出し等への内容につきましては、地域交流センターの夜間管理と同様でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、美術館から説明を願います。

小栗美術館副館長。

○美術館副館長（小栗美代子君） 美術館、小栗でございます。よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会美術館所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書20ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。2行目にございます「しもだて美術館受付委託」でございます。期間、限度額は記載のとおりでございます。これは、美術館の入館チケットの販売と案内等の業務を年度当初から委託するため、事前に契約等を行う必要があることから、しもだて美術館受付委託を追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第86号について全ての部の説明質疑を終了しました。

議案第86号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決をいたします。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で、教育委員会の審査を終了します。

執行部は退席を願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（中座敏和君） これで、福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。  
以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 3時 4分